

第Ⅱ章 世界の貿易ルール形成の動向

第1節 世界と日本のFTAの現状と展望

(1) 世界のFTA概観

■2015年はアジア地域のFTA網が拡充

世界の自由貿易協定（FTA、発効済み）の件数は2016年6月末現在、282件となっている（ジェトロ調べ、関税同盟を含む）。世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照）。2015年も新たに11件のFTAが発効し、2003年以降2桁の発効件数が13年続いている（図表Ⅱ-1）。

2015年は、日本、韓国、中国がそれぞれアジア地域のFTAネットワークを拡充させた。2015年以降発効したFTAのうち6件がアジア大洋州域内、また地域を横断するFTAも4件のうち3件でアジア各国が当事国であった（図表Ⅱ-2）。日本は2015年1月にオーストラリアとのFTAが発効した（第1部では日本の経済連携協定（EPA）を含め、FTAと総称する）。日本にとって国別輸出で第9位、輸入では中国、米国に続く第3位の相手国との大型FTA発効となった。

2015年に発効したFTAで最も注目も集めたのは中国・韓国FTAであろう（6月署名、12月発効）。両者の政治主導の下、交渉開始から実質妥結まで2年半、発効まで3年半は大型FTAとしては短期間での実現と言える。その反

図表Ⅱ-1 世界の地域・年代別FTA発効件数（2016年6月末現在）
（単位：件）

	アジア大洋州	米州	欧州	中東 アフリカ	ロシア CIS	地域 横断	合計
1955～59年			1	1			2
60～64年		1	1	1			3
65～69年							0
70～74年		1	1			2	4
75～79年	2					1	3
80～84年	2	1					3
85～89年		3		1		2	6
90～94年	4	1	5	1	5	1	17
95～99年		7	3	9	14	6	39
2000～04年	9	7	5	8	2	19	50
2005～09年	20	8	4	4	2	37	75
2010年～	19	13	8		2	38	80
2010年	5	1	6			1	13
2011年	3	1				10	14
2012年		6	1		1	6	14
2013年	3	2				7	12
2014年	2	1				10	13
2015年	5	1	1		1	3	11
2016年	1	1				1	3
合計	56	42	28	25	25	106	282

〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

面、合意を優先した結果、それぞれにとってセンシティブな品目が多く除外されるなど、近年の高い水準のFTAに達していないとする専門家の見方も少なくない。韓国は中国とのFTAと同日の2015年12月20日、ベトナム、ニュージーランドともそれぞれ二国間FTAを発効させた。

中国も日本と同じく、オーストラリアとのFTAを発効させた（2015年12月）。中国は「一帯一路」政策の一環として、広域・二国間FTAを並行して進めている。2015年12月にはジョージアとFTA交渉を開始した。

オーストラリアの側から見ると、韓国（2014年12月）、日本、中国と、短期間にアジア主要国とのFTAを立て続けに発効させた。農畜産品、ワイン、加工食品など主力輸出品の市場拡大を見据える。

その他アジア諸国では、マレーシア・トルコ、タイ・チリFTAもそれぞれ発効した。タイにとっては初の地域を横断するFTAとなる。またマレーシアはEUとの個別FTA交渉再開に向け準備を進めており、タイもEUとの交渉再開を模索する。マレーシアは2014年、タイは2015年からEUの一般特恵関税制度（GSP）の見直しにより同制度の適用除外となったため、両国からEUへの輸出は一般関税率の対象となっており、EUとの早期FTA締結は関心事項に浮上している。EUは2015年10月に発表した新貿易・投資戦略の中で、アジア太平洋地域における戦略的取り組みを強化するとしている。

図表Ⅱ-2 2015年以降に発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア大洋州	日本－オーストラリア	2015年1月
	中国－オーストラリア	2015年12月
	中国－韓国	2015年12月
	韓国－ベトナム	2015年12月
	韓国－ニュージーランド	2015年12月
米州	日本－モンゴル	2016年6月
	メキシコ－パナマ	2015年7月
欧州	EU－ボスニア・ヘルツェゴビナ	2015年1月
	ユーラシア経済連合（EEU）	2015年1月
ロシアCIS	韓国－カナダ	2015年1月
	マレーシア－トルコ	2015年8月
	タイ－チリ	2015年11月
	メルコスール－南部アフリカ関税同盟（SACU）	2016年4月

〔注〕①メルコスール－SACUは特恵貿易協定。

②各地域協定の加盟国は以下の通り。

太平洋同盟：メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ
 ユーラシア経済連合：ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア、キルギス
 メルコスール：ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ
 南部アフリカ関税同盟（SACU）：南アフリカ共和国、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト

〔資料〕WTO、各国・地域政府・機関資料から作成

アジアのFTA網拡充という2015年の特徴は、10月に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意に至ったことで一層際立った。TPPは、2016年2月4日にニュージーランドにて正式署名され、各国の国内批准手続きへと進んでいる（第III章で詳述）。

2016年6月には日本・モンゴル間のFTAが発効した。モンゴルにとっては初の二国間FTA発効となった。

その他の地域の動きでは、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの中南米4カ国からなる太平洋同盟の追加議定書が2016年5月に発効したことにより、同加盟国間の広域FTAが実現した。

■底上げの進む「FTAカバー率」

2015年の貿易統計を基にFTAカバー率（当該国の全貿易額に占めるFTA締約国との貿易額の割合）を見ると、日本が22.7%、米国が39.6%、EU（域外貿易）が28.5%、中国（香港、マカオを除く）が29.0%、韓国が67.3%などとなっている（図表II-3）。既に米国、EU、ASEANとのFTAが発効済みの韓国は、最大の貿易相手である中国とのFTA発効により、高いカバー率を達成している。TPPが発効すると、日本のFTAカバー率は2015年ベースでは16.8ポイント、米国は7.8ポイントそれぞれ上昇する（図表II-4）。今後「メガFTA」（第1部では経済規模の大きい日本、米国、EU、中国の二者以上が参加するTPP、米国EU（TTIP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU経済連携協定（日EU・FTA）、日本・中国・韓国自由貿易協定（日中韓FTA）の各FTAの総称）締結が進んだ場合、FTAカバー率は高い水準に集約していく。各メガFTAがすべて発効した場合、日本のFTAカバー率は77.0%、米国は66.1%、EUは49.2%、中国が38.1%となる。

FTAカバー率は各国・地域のFTA網を把握する一つの指標にはなるものの、FTAによって関税撤廃の対象となる貿易の範囲が異なる点に留意すべきである。例えば、中国・韓国FTAでは、10年以内に関税が撤廃される品目数の割合は双方7割台にとどまるなど、FTAごとの差異が目立つ。

■メガFTA交渉概観

TPP署名は他のメガFTA交渉の進捗にも大きなインパクトを及ぼしている。以下では、TTIP、RCEP、日EU、日中韓の各FTAの交渉状況を概観する。いずれも2013年に正式交渉入りし、3年が経過した。交渉会合は

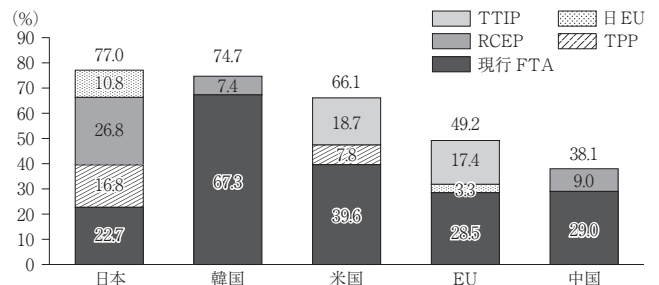
図表II-3 主要国・地域のFTAカバー率（2015年）

（単位：％）

	FTAカバー率			発効相手国・地域（往復）					
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位	
日本	22.7	21.1	24.2	ASEAN	15.2	豪州	3.7	メキシコ	1.2
米国	39.6	47.3	34.4	NAFTA	29.5	韓国	3.1	DR-CAFTA	1.4
カナダ	70.9	79.5	63.3	NAFTA	67.8	韓国	1.2	EFTA	0.9
メキシコ	80.2	93.5	67.3	NAFTA	66.5	EU	8.0	日本	2.6
チリ	92.1	90.6	93.8	中国	24.6	米国	16.0	EU	14.5
ペルー	90.4	92.1	88.9	中国	22.4	米国	18.1	EU	13.7
EU28	貿易総額	73.8	74.8	EU	63.1	スイス	2.7	トルコ	1.5
	域外貿易	28.5	31.6	25.3	スイス	7.2	トルコ	4.0	EEA
中国	29.0	22.4	38.5	ASEAN	12.0	韓国	7.1	台湾	4.9
韓国	67.3	71.1	62.7	中国	23.6	ASEAN	12.4	米国	11.8
ASEAN	60.3	56.5	64.1	ASEAN	23.6	中国	17.6	日本	8.4
シンガポール	77.7	73.1	80.4	ASEAN	24.1	中国	13.6	米国	9.7
マレーシア	63.3	63.2	63.5	ASEAN	27.4	中国	15.7	日本	8.7
ベトナム	61.5	43.1	75.5	中国	25.2	ASEAN	14.1	韓国	10.4
タイ	59.5	56.0	63.2	ASEAN	23.0	中国	15.6	日本	12.3
インドネシア	64.3	60.0	68.8	ASEAN	24.8	中国	15.2	日本	10.7
インド	18.3	19.9	17.2	ASEAN	10.3	韓国	2.6	日本	2.2
オーストラリア	70.6	74.6	66.9	中国	27.6	ASEAN	13.6	日本	11.5
ニュージーランド	48.2	48.0	48.5	中国	18.9	豪州	13.8	ASEAN	12.5

〔注〕①対象国は、2016年6月末時点のFTA発効済み国・地域。金額は2015年の貿易額に基づく。
 ②略語は、米国・ドミニカ共和国・中米諸国（DR-CAFTA）、欧州自由貿易連合（EFTA）、欧州経済領域（EEA）。
 ③中国は、香港（8.8%）とマカオ（0.1%）を除く。
 ④ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、全加盟国の貿易額を加算。
 ⑤カナダ、シンガポール、ニュージーランドは再輸出分を除いた輸出統計を採用。
 〔資料〕各国政府資料、各国貿易統計、“DOT, May 2016”（IMF）から作成

図表II-4 メガFTAカバー率（2015年）



〔注〕EUは域内貿易を除く。中国は香港、マカオを除く。日本の合計値は、TPPとRCEPにおける重複を除く。日中韓はRCEPに内包するので記載していない。少数点第2位を四捨五入した。
 〔資料〕各国貿易統計から作成

それぞれ2桁を数えるが進捗には温度差もみられる。

① TTIP

米国にとってTTIPは唯一進行中のFTA交渉であり、オバマ政権はTPPの批准とともに、TTIP交渉の年内の踏み込んだ進展を目指す。米大統領選の行方いかんでは、大詰めに入る2017年以降の交渉への影響も予想され、年内の進捗度合いに関心が高まっている。EU側では、英国国民投票によるEU離脱決定が今後の交渉動向に不透明感を高めた。他の加盟国でも、仏オランダ大統領が欧州委員会主導のTTIP交渉に懸念を示すなど不安要因を抱える。

交渉は2013年6月に開始し、直近では2016年4月に第13回の交渉会合が開かれた。市場アクセス分野では、工業製品については、両者の近年のFTAのようにほぼ100%の関税撤廃に合意するとみられるが、一部農産品で

は対立も予想される。サービス分野では、並行する新サービス協定交渉の行方も見据えながらの交渉となっている。政府調達分野では、EUは、州レベルでの制限が強い米国の調達開放を求める。米国はWTO政府調達協定の下で開放している政府調達の総額はEUを上回っていると反論する。市場アクセス分野の中でも、政府調達は特に困難な論点となっている。

TTIPは基準認証分野の規制協力を看板に掲げてきた。自動車、医薬品、医療機器など9分野で産業間の協力可能性を個別に協議するとともに、分野横断的なルールの構築を目指している。自動車分野では、各種試験を通じて、安全性や環境性能など各種規制値の同等性、つまり基準が異なっても目的とする両者の性能の水準は等位にあることの証明が困難であると多くの論点で確認され、相互承認の実現が可能な領域の絞り込みに入っている。医薬品や医療機器、化粧品など既存の国際協力枠組みが成熟している分野では二者間協力の拡大が期待されている。

その他TTIPでは、投資家対国家の紛争解決制度の是非や、知的財産権分野における地理的表示制度、衛生植物検疫における遺伝子組み換え製品の扱いなど、米国、EUの社会的価値観の違いが生む多くの対立点が指摘されてきた。ただし2016年に入りEUが地理的表示の保護を主張する商品数を200から50程度に大幅に絞り込んだ提案を行うなど、合意に向けた譲歩の姿勢もみられ始めた。

②RCEP

2013年5月に交渉入りしたRCEPは、2016年6月までに第13回の交渉会合と、3回の閣僚会合が開催されている。当初、ASEAN経済共同体と並行して、2015年末までの妥結を目指すとしてきたが、現状では1年後ろ倒しされている。2015年11月のASEAN関連首脳会議では、これまでの交渉の実質的な進展を歓迎するとともに2016年内の妥結に向け一層努力することが確認された。これまでの閣僚会合では、各国がすべての交渉参加国に原則として同じ関税率を適用する「共通譲許の原則」が合意されている。日本にとっては、RCEPを通じた既存FTAネットワークの一層効果的な活用を図るとともに、RCEP交渉国の中でFTA締結関係のない中国、韓国への市場アクセス改善も大きな関心事項である。

2016年に入り、交渉16カ国の市場アクセス提案が出そろい、物品貿易、サービス、投資の各分野において具体的な交渉に入った。今後、政治的判断を伴う論点へと踏み込んでいく。

③日EU・FTA

日EU交渉は佳境を迎えている。交渉会合は第16回が2016年4月に開かれ、同年の「できる限り早い時期に大筋合意実現」を目指している。同5月のG7伊勢志摩サミッ

トにおいても、日本、EU、仏、独、英、伊の首脳が「今年のできる限り早い時期に大筋合意をする強い決意」を確認する共同声明が採択されている。EUは対日交渉をアジア戦略の優先事項に位置付けており、早期妥結を視野に入れる。交渉開始当初から、日EU交渉の基本的構図として、日本はEUの自動車、電気機器等工業製品の関税撤廃、EU側は日本の自動車、食品、医療機器など各種規制の緩和や政府調達における参入機会の拡大といった非関税障壁の削減に関心があるとみられてきた。EUは、日本が非関税面でどれだけの条件を提示できるかに、達成される関税自由化の結果が反映されてくるとの立場をとる。

日EUでは、TTIP同様、産業別の規制協力の深化が期待されている。自動車分野で日本が国連欧州経済委員会(UNECE)基準を多くの分野で受け入れ、自動運転などの新技術でも日欧の産業界同士で協力を進めているように、両者は既に規制協力を積極的に取り組んできた。マルムストロム欧州委員(通商担当)は規制分野の取り組みは「TTIPよりも日EU間のほうがやや容易だ」と述べている。

④日中韓FTA

日中韓3カ国は2016年6月に第10回交渉会合(主席代表会合)を開いた。2015年11月には第6回日中韓首脳会議が3年半ぶりに開催され、日中韓FTA交渉については、RCEPとともに、東アジア経済統合の重要な柱として、包括的かつ高いレベルの協定の早期妥結を目指し、引き続き精力的に交渉を進めていく旨が首脳間で確認された。中国商務部の報道官は、先行する中国・韓国FTAが日中韓FTAなどアジア太平洋地域の自由貿易圏建設に「強力な推進作用を果たす」と述べた。

(2) 日本のFTA動向

■日本のFTAカバー率、日本の交渉状況

日本はこれまでに、17カ国およびASEAN全体と計15件のFTAを発効させている。2016年6月には、日モンゴルFTAが新たに発効した。署名済みのTPPが発効すると米国、カナダ、ニュージーランドが新規の締結相手国となる。

日本のFTAカバー率(2015年の貿易額ベース、往復)は22.7%となった。前年(22.3%)からの主な変動要因は、鉱物性燃料輸入価額の減少に伴い、中東の湾岸協力会議(GCC)諸国からの同輸入比率が低下し、他方、ベトナム向け輸出やタイ、シンガポールからの輸入など相対的に堅調であったASEANとの往復貿易のカバー率が0.5ポイント上昇、輸出入ともに前年比で増加したメキシコも同0.2ポイント上昇した。その結果、日本のFTAカバー率に占める割合が大きい締結相手はASEAN、オーストラリア、メキシコの順となり、第3位が2014年のイ

図表II-5 日本の貿易構造とFTA（主要品目別、2015年）

(単位：%)

品別	世界 (100万ドル)	発効済み								小計	
		メキシコ	チリ	ASEAN	スイス	インド	ペルー	豪州	モンゴル		
輸出	輸送機器	151,497	2.2	0.5	8.4	0.3	0.3	0.3	4.2	0.1	16.4
	一般機械	117,650	2.0	0.1	16.4	0.1	1.7	0.0	1.2	0.0	21.5
	電気機器	95,608	1.6	0.0	17.6	0.1	1.0	0.0	0.4	0.0	20.8
	化学品	79,731	0.8	0.3	13.3	0.6	1.9	0.2	1.0	0.0	18.0
	鉄鋼製品	37,776	4.1	0.2	26.8	0.0	4.3	0.3	0.8	0.0	36.5
	輸出総額	624,889	1.7	0.3	15.2	0.4	1.3	0.1	2.1	0.0	21.1
輸入	鉱物性燃料	150,633	0.5	0.0	14.1	0.0	0.9	0.1	14.2	0.0	29.8
	機械機器	202,458	0.9	0.0	14.8	1.6	0.3	0.0	0.1	0.0	17.7
	化学品	74,062	0.3	0.1	13.2	3.8	1.1	0.0	0.4	0.0	19.1
	食料品類	58,461	1.6	2.7	14.6	1.4	1.1	0.3	5.9	0.0	27.5
	繊維製品	35,384	0.1	0.0	20.8	0.1	1.2	0.1	0.1	0.0	22.3
	輸入総額	648,084	0.7	0.9	15.1	1.1	0.8	0.2	5.4	0.0	24.2
	往復貿易	1,272,972	1.2	0.6	15.2	0.8	1.0	0.2	3.7	0.0	22.7

品別	TPP加盟国								TPP 加盟国計	TPP 新規	発効済+ TPP 計
	米国	カナダ	マレーシア	ブルネイ	ベトナム	ニュージ ランド	シンガ ポール				
輸出	輸送機器	32.9	3.0	1.2	0.0	0.6	0.8	1.8	47.6	36.7	53.1
	一般機械	23.0	0.8	1.7	0.0	2.5	0.2	2.5	34.0	24.0	45.6
	電気機器	15.3	0.6	3.0	0.0	2.7	0.0	3.5	27.1	15.9	36.7
	化学品	13.4	0.6	1.9	0.0	1.9	0.1	2.0	22.1	14.1	32.1
	鉄鋼製品	9.1	0.8	2.6	0.1	4.4	0.1	1.9	24.3	10.1	46.5
	輸出総額	20.1	1.2	1.9	0.0	2.0	0.3	3.2	33.0	21.7	42.8
輸入	鉱物性燃料	1.9	0.6	6.7	1.6	0.5	0.0	0.3	26.2	2.4	32.2
	機械機器	14.2	0.4	2.9	0.0	2.3	0.0	1.8	22.7	14.7	32.4
	化学品	15.9	1.0	2.0	0.0	1.5	0.4	2.5	24.2	17.3	36.4
	食料品類	21.4	3.9	0.8	0.0	2.3	2.1	1.0	41.8	27.4	54.8
	繊維製品	1.3	0.1	0.7	0.0	9.6	0.0	0.0	12.0	1.4	23.8
	輸入総額	10.3	1.4	3.3	0.4	2.3	0.4	1.2	26.5	12.1	36.3
	往復貿易	15.1	1.3	2.6	0.2	2.2	0.4	2.2	29.7	16.8	39.5

品別	交渉中									発効済+ TPP+ 交渉中 計	
	韓国	カナダ	コロンビア	トルコ	GCC	中韓	RCEP	中国	EU		
輸出	輸送機器	0.8	3.0	0.3	0.3	9.6	7.2	21.0	6.4	10.9	81.5
	一般機械	6.9	0.8	0.1	0.7	2.6	24.7	44.2	17.9	13.5	87.1
	電気機器	6.4	0.6	0.0	0.2	1.2	30.6	49.6	24.2	10.0	78.6
	化学品	14.2	0.6	0.2	0.3	1.5	37.8	54.1	23.6	10.2	82.2
	鉄鋼製品	13.9	0.8	0.4	0.6	4.0	31.4	63.4	17.5	3.4	86.4
	輸出総額	7.0	1.2	0.2	0.3	3.7	24.5	43.4	17.5	10.6	82.1
輸入	鉱物性燃料	2.4	0.6	0.3	0.0	47.4	3.0	32.2	0.6	0.3	83.2
	機械機器	5.0	0.4	0.0	0.0	0.0	45.2	60.4	40.2	13.6	91.3
	化学品	5.1	1.0	0.0	0.0	0.7	23.2	38.5	18.1	32.2	92.6
	食料品類	3.0	3.9	0.7	0.4	0.0	17.0	40.7	14.0	11.8	84.9
	繊維製品	1.3	0.1	0.0	0.4	0.0	66.0	88.2	64.7	5.1	95.3
	輸入総額	4.1	1.4	0.1	0.1	11.3	28.9	50.5	24.8	11.0	87.7
	往復貿易	5.6	1.3	0.2	0.2	7.6	26.8	47.0	21.2	10.8	85.0

〔注〕 TPP加盟国は二国間協定発効済みで重複するメキシコ、チリ、ペルー、オーストラリアを省略した。

〔資料〕 財務省貿易統計から作成

ンドから2015年はメキシコに入れ替わった。

主要品目別にどの程度の貿易がFTAによりカバーされているかみると、既存FTAでは主要分野のうち鉄鋼製品が36.5%で最も高い（図表II-5）。

TPPが発効すると、日本のFTAカバー率は2015年貿易額ベースで39.5%に上昇する。主要品目別では、輸出では米国向け輸送機器輸出が全体の32.9%と最も高く、次いで米国向け一般機械輸出が23.0%となっている。日本から米国への輸入の際支払われる関税（過去5年間20~25億ド

ルで推移）の6割強は輸送機器と一般機械が対象であり、発効し関税撤廃が進めば輸出への追い風となる。

日本は現在、既に概観した日EU、RCEP、日中韓の各メガFTAに加え、トルコ、コロンビアとも二国間FTA交渉を継続中である。

日本・トルコは2014年12月に交渉開始し、2016年6~7月に第5回の交渉会合が開かれた。日本・コロンビアは2012年12月交渉開始、2015年8~9月に第13回交渉会合が開かれた。トルコは韓国とのFTAが2013年に発効済み、韓国・コロンビア間も署名済みであり、両国とのFTA関係では韓国が先行している。日本としては早期の妥結を目指す。

日本のFTAは各協定に基づき、見直しの時期に入っている。既にシンガポール、メキシコとは改正議定書が発効済みであるが、現在も複数の対象国とそれぞれ合同委員会を立ち上げ、対話を進めている。マレーシア、ベトナムといったTPP加盟国との間の見直し作業をどう進めるかは今後の検討課題となる。

またASEANとのFTAの投資・サービス自由化交渉

は2013年12月に実質合意に達しているが、交渉妥結には至っていない。ASEAN・日本FTAはインドネシアがいまだ批准に至っておらず、両国間では適用されていない。発効すれば域内サプライチェーンの幅が広がるだけに、日本としては粘り強く働きかけを続けている。

■日本のFTA利用状況

ジェトロ「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（2016年3月）によると、日本の発効済みFTAの輸出入におけるFTA利用率（対象国と貿易を

図表Ⅱ-6 日本の輸入におけるFTA利用状況

FTA相手国	FTA利用額(億円)			利用率(%)			
	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	
ASEAN	タイ	5,615	6,247	6,889	26.1	27.2	27.9
	インドネシア	3,125	3,414	3,730	11.1	12.6	15.6
	シンガポール	476	474	463	6.5	5.7	4.8
	ベトナム	3,854	4,847	6,054	27.7	29.7	33.0
	マレーシア	2,635	2,998	2,961	9.1	9.7	11.4
	フィリピン	2,192	2,418	2,574	24.3	22.5	24.0
	ミャンマー	11	33	45	1.4	3.7	4.3
	カンボジア	42	105	132	7.4	12.9	11.2
	ラオス	10	9	12	9.2	7.7	10.6
	ブルネイ	0	1	0	0.0	0.0	0.0
	AJCEP	4,130	5,207	6,437	4.8	5.5	6.8
	ASEAN計	17,959	20,546	22,859	15.6	16.8	19.3
その他	インド	1,367	1,565	1,623	19.8	21.2	27.6
アジア	オーストラリア	-	-	2,848	-	-	6.8
大洋州							
欧州	スイス	401	476	540	5.6	6.2	6.0
中南米	メキシコ	834	1,052	1,227	20.3	23.2	21.3
	ペルー	116	134	130	4.6	7.2	8.7
	チリ	1,567	1,851	1,734	20.2	21.5	23.9
	合計	22,244	25,624	30,961	15.5	16.8	16.3

[注] ① AJCEP (ASEAN・日本FTA) 利用の総輸入額は、未発効のインドネシアを除く。

② 日本の輸入額のうち8割近くが無税と推計される。

[資料] 財務省貿易統計から作成

行っている企業のうち、当該FTAを利用している企業の割合)は42.4%、輸出に限ると38.3%であった。

企業規模で見ると、大企業では輸出利用率が52.2%、中小企業では同33.2%と差はある。2014年度と同ジェトロ調査では、輸出または輸入においてFTAを利用、または検討している企業に一般関税と、FTA優遇税率の差が何%以上でFTA利用に至るかをたずねた。税率差が「3~5%未満」で利用する企業が回答企業の25.7%、「5~7%未満」が18.4%と多く、この傾向は企業規模にかかわらず等しかった。しかし、「9%以上」との回答は中小企業で13.7%に対し大企業では9.5%、「1%未満」は中小企業で5.2%に対し大企業は10.4%であり、中小企業のほうが、より大きな関税率差を実感できなければFTA利用に至らない傾向にある。ただし、小売りや繊維類など輸入でのFTA利用が多い業種では、中小企業がより少ない関税率差でFTA利用に至る例もみられた。

財務省発表の輸入におけるFTA利用金額に基づく、日本のFTA対象16カ国(2016年発効のモンゴルを除く)からの輸入総額(2015年)に占めるFTA利用金額の割合は16.3%であった(図表Ⅱ-6)。

前年から微減した主要因は、輸入額第3位のオーストラリアとのFTA発効により、母数となる輸入総額が増額となったものの、同国からの輸入は天然資源を中心に大半が無税輸入のため、FTA利用金額が相対的に小さくなるのが影響している。FTAを利用した貿易総額自体は前年の2.6兆円から3.1兆円と大幅に増えている。

輸入におけるFTA利用率が高いのはベトナム(33.0%)、

タイ(27.9%)、インド(27.6%)の順である。中でも、ベトナムは前年から3ポイント以上、インドは6ポイント以上、利用率が上昇した。ベトナムは、日本・ベトナムの二国間(2009年10月発効)とASEAN・日本(2008年12月発効)の二つの協定が利用可能であるが、先に発効したASEAN・日本FTAが関税撤廃スケジュールで先行している品目が少なくないため、日ASEAN協定の利用のほうが多い。ASEAN・日本FTAの利用輸入額6,437億円のうち73.8%はベトナムからの輸入である。ベトナムからの輸入でFTA利用の多い主な品目は、えび、プラスチック製品原料(エチレン重合体)、ベッドリネン、履物、バッグ類、男性用衣類などである。2015年に関税削減が進んだ履物類は利用輸入金額が大幅に増加した。インドは、輸入総額自体は前年比で減少したものの、利用額は年々増加している。上位品目は、えび、フェロシリコマンガ、複素環式化合物(医薬品・化粧品原料)、女性用衣類、有機合成着色料、核酸などである。2015年は化学品、女性用ブラウス・シャツなどの利用額が増加した。

ASEANからの輸入全体に占めるFTA利用率は19.3%と過去最高となった。2015年は鉱物性燃料価格の下落により、それら非FTA利用貿易額が減少した結果という要素もあるが、FTA発効から年数を経て段階的な関税撤廃が進み、利用の幅が広がっている。ミャンマーなどASEAN後発国との貿易が拡大している背景には、以前からのGSPに加えFTAが貿易インフラとしての役割を果たしている面も見逃せない。

2015年にFTAが発効したオーストラリアは全利用額の66.1%が牛肉の輸入である。牛肉以外では、シヨ糖、マ

図表Ⅱ-7 日本の輸入における品目別FTA利用上位

(単位:100万円、%)

	HS	品目	平均関税率	金額	構成比
1	第39類	プラスチック・同製品	3.2	361,582	11.7
2	第02類	食用肉	10.0	293,781	9.5
3	第03類	魚類、甲殻類	5.9	287,778	9.3
4	第16類	肉・魚・甲殻類の加工品	12.4	246,871	8.0
5	第44類	木材、木製品	3.4	205,291	6.6
6	第61類	衣類(編み物)	9.0	193,233	6.2
7	第62類	衣類(編み物以外)	9.3	174,481	5.6
8	第08類	食用果実、ナッツ類	8.7	132,647	4.3
9	第29類	有機化学品	2.0	117,719	3.8
10	第64類	履物	18.2	102,136	3.3
11	第15類	動・植物性油脂	3.5	89,215	2.9
12	第42類	革製品、バッグ	10.6	63,747	2.1
13	第63類	繊維用繊維	6.0	53,931	1.7
14	第38類	各種化学工業生産品	2.0	53,452	1.7
15	第22類	飲料、アルコール、食酢	5.7	45,491	1.5
16	第20類	野菜、果実、ナッツの加工品	16.0	38,113	1.2
17	第28類	無機化学品、金属、無機・有機化合物	2.3	35,950	1.2
18	第94類	家具、寝具、プレハブ建築物	0.7	35,724	1.2
19	第07類	食用の野菜、根および塊茎	6.1	33,959	1.1
20	第95類	がん具、遊戯用具および運動用具	1.3	31,877	1.0
	計			3,096,071	100

[注] 平均関税率は、各品のタリフラインベースの単純平均実行関税率(MFN)。

[資料] 財務省貿易統計、WTOから作成

スタード、かんきつ類、ワインなどの食品や、コークスおよび半成コークス、水酸化アルミニウム、ニッケルなど原料資源、金属類が利用金額上位に上った。

品目別の利用額を見ると、HS番号2桁ではプラスチック・同製品の金額が最も多かった。HS39類の平均一般関税率は3.2%と日本の工業製品では相対的に高いことを反映している。次いで、食用肉、水産物および加工品、林産品、果実類といった農水産物・食品、衣類、履物、革製品・バッグ類など一般関税率が高い品目が並んだ（図表II-7）。

（3）2015年以降のFTA・通商動向

■中国・韓国FTAの影響

2015年12月に発効した中国・韓国FTAをどのように評価すべきだろうか。物品貿易については関税の自由化率が低い（10年以内の関税撤廃品目が中国側71.3%、韓国側79.2%）と指摘されている。確かに中国側は乗用車、自動車部品、建設・工作機械など主要な製造業品目を削減・撤廃対象から除外、または小幅な削減率にとどめ、韓国も農水産品や中小企業による生産の多い消費財を除外、もしくは15~20年の長期削減・撤廃品目としている。

他方、両者の高度にセンシティブな品目以外は中長期的には関税撤廃が進むと見られることもできる。両国政府は同FTAの効果として、いずれも食品や衣料品、化粧品、さらに電気機器類の中でも生活家電など生活関連品の貿易拡大への期待を示している。これらの品目は、個々では必ずしも貿易金額は大きくないものの、消費者への利点が目に見えやすい。特に韓国は米国・韓国FTA、EU韓国FTAについて自動車を中心とした大企業の関心品目に効果が限られているとの批判が国内であったため、自動車以外の業種での対中輸出の拡大や、消費者へのメリットを強調したとも言える。

物品関税以外では、中国のサービス規制開放に韓国側の期待が集まった。娯楽・文化サービス分野では合弁による韓国企業の公演事業進出をマイノリティー出資に限り認めただけ、流通分野では30店舗以上の大型流通企業による書籍販売を認めるなど、中国側が一定の開放を約束した。また金融サービス、電気通信の独立した協定章が中国のFTAとしては初めて設けられた。発効2年以内にネガティブリスト方式によるサービス・投資分野の追加交渉を行い、2年以内に同交渉を完了すると約束した点も注目されている。なお、投資分野で規定されている投資家対国家の紛争解決条項は、すでに発効している日本・中国・韓国投資協定の同条項と、同一の内容である。

政府調達については「経済協力」章の中で、法令の透明性確保や、政府間の情報共有を確認し、進行中の中国のWTO政府調達協定加盟交渉が完了した後に、両者で

交渉を開始するとしている。経済協力章は、拘束力は持たないものの、各産業別の二国間協力や、中国・威海、韓国・仁川をパイロット事業とする地方経済交流の推進を規定しており、同FTAの特徴的な規定となっている。

現時点で同FTAの目に見える影響を確認することは難しいが、例えば韓国産業通商資源部は2015年の中国からの対内直接投資（申告ベース）が前年比66.3%増の20億ドルに増加した主要因に中国・韓国FTAへの期待感を挙げ、利用に向けたプラットフォームの構築目的で物流などの投資が拡大したと説明している。また、中国政府は同FTAが電子商取引、競争政策、環境など幅広い課題を含んでいることや、ネガティブリスト方式の導入に踏み込んだ点を挙げ、物品貿易にとどまらない包括的な協定である点を強調している。確かに中国・韓国FTAは、中国オーストラリアFTAや、米国、EUとそれぞれ進める投資協定交渉も含め、中国が先進国との間で、物品関税の撤廃にとどまらない包括的な経済連携を本格化しつつある流れの一環と位置付けられる。

日本企業への影響としては、短期的には限定的とみられるが、関係企業は、中国・韓国FTAの中国側関税率表から、個別品目の削減スケジュールを確認する必要がある。日本の対中輸出上位品目で中国が関税を即時撤廃する有税品目としては、陰極銅（税率2%）やスイッチ等電気回路制御機器部品（7%）などがある（図表II-8）。続いて、10年で撤廃される品目としては液晶パネル（5%）、エンジン用部品（5%）、エチレン、プロピレン（2%）などがあり、これらでは中国市場における韓国製品との競合関係が変化する可能性がある。

日本から中国への輸出の多い液晶パネル用の偏光材料製のシートおよび板や、光ファイバー等の検査機器など、WTOの拡大ITA（情報技術協定）の対象品目に該当する品目は、拡大ITAによる撤廃が早く、日本企業への負の効果はない。

■EUのFTA戦略

EUは国際標準化や、化学品規制に代表されるように国際ルール形成において、世界をリードしてきた。FTAに関しては、TPPの妥結、新興国の台頭への対処、TTIP交渉における世論の動向など、内外環境の変化に伴い、新たな方向性を模索している。米国を含むTPPはEUのアジア戦略に影響を与えていると指摘される。EUベトナムFTAは2015年8月に大筋合意に達し、TPP大筋合意の2カ月後の同12月に最終合意に達した。ベトナムはTPP締約国であり、EUベトナムFTAの合意内容はTPPの合意水準と関連している。まず関税撤廃水準ではEUベトナムFTAの双方とも貿易額および品目の99%と高い水準に達している。サービス分野では、ベトナムに参

図表Ⅱ-8 中国の日本からの輸入上位品目（有税品目のみ）の中国・韓国FTAに基づく関税スケジュール
（単位：100万ドル、%）

HS 番号	品目名（概要）	日本からの輸入額 （2015年）	ベース レート （2012年）	中国・韓国FTA に基づく関税 スケジュール	韓国からの輸入額 （2015年）
90138030	液晶ディスプレイパネル	4,463	5	10年（8年間維持）	15,914
87084091	オートマチックトランスミッション・同部品	2,141	10	5年目に現行の80%	1,123
29024300	パラキシレン	1,866	2	除外	4,493
38249099	化学品混合物および調製品	1,683	6.5	15年	1,127
87032362	クロスカントリー車（2500cc超～3000cc）	1,495	25	除外	0
74031111	陰極銅	1,458	2	即時撤廃	876
87084099	その他ギヤボックス・同部品	1,374	10	除外	480
84571010	立型マシニングセンター	1,197	9.7	5年目に現行の70%	76
87032412	クロスカントリー車（3000cc超～4000cc）	1,105	25	5年目に現行の90%	22
96190010	おむつ、ナプキン	1,077	7.5	除外	153
87032343	ワゴン車（1500cc超）	1,043	25	5年目に現行の90%	300
90012000	偏光材料製シートおよび板	927	8 ^{注1}	10年	849
87032352	クロスカントリー車（2000cc超～2500cc）	844	25	5年目に現行の90%	34
39206200	ポリエチレン製シート、板、フィルム等	827	6.5	15年	512
90139020	液晶デバイスの部品・付属品	781	8	15年	622
90328990	その他の自動調整機器	780	7	15年	409
39199090	その他アクリル製シート、板、フィルム等	755	6.5 ^{注2}	15年	630
85389000	スイッチ等電気回路制御機器部品	725	7	即時撤廃	301
84073410	自動車用エンジン（1000cc超～3000cc）	717	10	20年	88
29012100	エチレン	715	2	10年	650
85489000	一次電池および蓄電池	715	12 ^{注2}	20年	141
29012200	プロピレン	701	2	10年	1,016
90318090	光通信・光ファイバーの検査機器	667	5 ^{注1}	10年	388
84099199	エンジン用部品	647	5	10年	381
90019090	その他の光学用品	644	8 ^{注1}	10年	749
87032351	セダン型自動車（2000cc超～2500cc）	635	25	5年目に現行の90%	6
85299049	テレビ、ビデオほかデジタル製品の部品	604	12	15年	168
85076000	リチウムイオン蓄電池	581	12	5年目に現行の80%	1,042
74040000	銅くず	545	1.5	即時撤廃	130
29025000	スチレン	496	2	20年	1,382
35069190	ゴムまたは重合体製の接着剤	482	10	10年	222

〔注〕①拡大ITA対象品目のため、同協定約束に基づき中国・韓国FTAより先に関税撤廃される。
②同じくITA対象品目。ただし特定用途の場合に限り同協定約束に基づく関税撤廃の対象となることに注意が必要。

〔資料〕各国貿易統計、中国・韓国FTA協定文から作成

入する外資系小売り・流通業が多店舗展開する際の条件となってきたエコノミック・ニーズ（経済需要性）テストは、TPPと同じく協定発効後5年後に廃止される。政府調達の基準額はTPPと同水準もしくはそれより低い額となっている（額が低いほど、開放調達の範囲が広い）上、TPPでは対象外となった地方政府の調達も約束に含まれている。同じくTPP加盟国であるマレーシアとの二国間FTA交渉は2012年以降進展がなかったが、EUの働きかけもあり再開の方向に向かっているのも、TPPが刺激を与えた可能性がある。

EUはASEAN全体との地域間FTA交渉を2007年に開始したものの、一部の国との政治的関係から2009年に中断し、個別国との交渉に切り替えていた。しかし2015年10月のEUの新貿易・投資戦略ではASEANとの地域間協定にも言及があり、実際2016年4月に書簡にて、交渉再開をEU側から要請したと公表している。

EUはアジア諸国に対して、FTA政策と並行して一般特惠関税制度（GSP）改革を進めてきた。経済水準の向

上した国に対しては、片務的な特惠関係であるGSPの供与から、相互的なFTA関係への移行を進める方針である。ベトナムは現状ではEUのGSP対象国であるが、マルムストロム欧州委員がベトナムとのFTA最終合意に際し、同FTAがEUの「途上国との貿易政策の新たなモデルとなる」と述べた。EUとしては今後もFTAを活用してGSP受益国の「卒業」を促していく。マレーシア、タイは既にEUのGSP対象外となったことが、EUとのFTA交渉を進める動機となっている。

TTIP交渉では投資保護が争点となっている。EUは2009年のリスボン条約発効により投資保護に関する交渉権限を強めた。従来、各加盟国は投資協定締結によって自国企業の外国投資を保護してきたが、EUシンガポールFTA以降、投資保護はEUのFTAおよび投資協定交渉に含まれている。TTIPに対しては米国企業が投資家対国家の仲裁を活用することにより、EUの司法制度が脅かされるといった視点から、協定に投資家対国家の紛争解決（ISDS）条項を含めることについて、市民レベ

ルで反発が高まっていた。これを受けてEUは投資保護条項の見直しを進め、EUベトナムFTAではこの見直しに基づいた投資紛争解決制度を盛り込み、EU側はこれと同FTAの特徴としてアピールしている（次節で詳述）。

EUはFTAに対して「WTOを中心とする多国間貿易体制の再活性化」を念頭に置いた「開かれたアプローチ」を掲げる。EUの新戦略では、当該FTAに第三国が将来的に参加できる仕組みの確保や、FTAによる貿易ルールの断片化の解消を掲げる。具体的にはEUは、有志国による新サービス貿易協定交渉（TiSA）をWTO加盟国に開かれた枠組みにするべきと以前から主張してきた。また、EUシンガポールや、EUカナダFTAにみられる「FTA加盟国累積」（FTA締結国のそれぞれが別途FTAを締結している相手国が双方に共通する場合に、当該国の産品を原産品判定に加算できる累積制度）もこのアプローチに基づく。EUはTTIP交渉でもこのような累積制度を提案に含めている。

図表II-9 英国の主要輸出分野に占める対EU貿易
(単位：100万ドル、%)

	対世界 輸出金額	対EU 輸出金額	構成比 (対世界)
一般機械	64,724	22,797	35.2
電気機器	29,327	14,539	49.6
精密機器	19,510	7,562	38.8
輸送機器	71,610	32,801	45.8
乗用車	39,087	15,682	40.1
自動車部品	8,538	5,490	64.3
化学品	85,971	42,552	49.5
医薬品	36,146	15,405	42.6
鉱物性燃料	32,365	23,533	72.7
食料品	28,521	17,115	60.0
繊維・同製品	12,725	8,591	67.5
鉄鋼	13,420	6,469	48.2
総額	468,058	205,267	43.9

〔資料〕英国貿易統計から作成

■英国のEU離脱問題

2016年6月23日の英国国民投票ではEUからの離脱が51.9%と過半数を得て離脱の方針が決まり、世界に衝撃を与えた。背景には増加する移民への不安や、EUへの権限委譲に対する不満などが挙げられる。

今後、EU条約第50条の脱退規定に基づき、英国が正式な通告を行った上で、英国とEU間での離脱交渉が開始される。交渉開始から原則として2年以内に合意が得られなければ、英国は離脱条件が不成立のまま、EUから離脱しなければならない。2年の交渉期間を延長するには全加盟国の同意が必要となる。

離脱交渉の行方は不透明であるが、通商上の主な論点としては、まず物品貿易への影響への対処が挙げられる。英国の輸出総額の43.9%はEU域内向けであり、英国は対EU貿易に大きく依存している(図表II-9)。EUは輸送機器で乗用車の10%をはじめ最大22%、化学品で最大13%、鉱物性燃料でも最大5%などの対外関税を課している。英国としては離脱後もこれら主力輸出品目に関税が賦課されることなくEUに輸出したい。関税、また原産地規則の設計によっては企業が構築したサプライチェーンの見直しを迫られることになりかねない。

EU域外の国とEUとの貿易関係の類型としては、①欧州経済領域(EEA)、②関税同盟、③自由貿易協定、④一般最恵国待遇の4段階がある。

ノルウェーのようにEEAに加われば、対EU市場へのアクセスはこれまでと同様に維持される。ただし、EEAは物品だけでなく、サービス、資本、人(労働者・法人)の移動の自由というEU単一市場の根幹を成す「四つの自由移動」、さらにはEU競争法の適用などと不可分の合意である。このうち、人の自由移動原則による移民流入増加への不安が「離脱」選択の主要な要因の一つであったため、英国のEEAへの参加は、経済活動を安定させる

観点では望ましいシナリオであるものの、英国にとって受け入れることの困難な仕組みではある。交渉するEUの立場からは物品の自由移動のみを英国に認めることは、EUの基本原則に反するため、他の加盟国の不満を増大するおそれがあり、慎重にならざるを得ない。

物品貿易の論点としては非関税分野も大きい。EU域内では、一加盟国で適法に生産および流通される製品は全ての加盟国で流通が認められるとの原則が確立され、製品基準そのものも、域内での調和が進んできた。英国もEUの規則、指令に基づき、各種規制の調和を進めてきたが、離脱後、例えば農産物など特定の分野でEUの規制と英国の規制が一致しない場合、これまでの単一市場に比べ、貿易・流通のしにくい関係になる可能性がある。

サービス分野では、ロンドンが世界の金融市場において重要な地位を占めることから、金融サービスの自由が維持されるかに関心が集まる。EUならびにEEA域内では金融「パスポート」制度により、域内の一つの国で銀行業や金融商品の取り扱いなど金融サービスを提供する許認可を受ければ、すべての加盟国で同様のサービスを提供することができる。英国がEEAに加わらない場合、同制度が不適用となる可能性が懸念されている。

企業活動の観点では、税制の扱いも重要な論点である。EU域内では、EU親子会社指令、EU利子・ロイヤルティー指令により、例えば在英国統括会社と、他のEU加盟国に所在する子会社間での配当や、利子・特許等使用料の支払いでは原則として源泉徴収課税が免除されている。EU指令が不適用となった場合、英国は、各加盟国との租税条約によって源泉徴収の扱いを個別に協議する必要がある。合意の内容によっては課税対象となり、この場合、英国に欧州事業統括会社を設置するメリットが損なわれるおそれがある。

競争法の適用も企業活動の大きな論点である。特にM&A実施においては、企業は一定規模以上の案件はEU競争総局に事前審査の申請を行う。英国がEEAに加わらずEU競争法の適用外となると、案件によってはEUへの申請と併せて、英国の当局にも申請を行う必要が生じる。その他EU競争法には、政府や自治体が交付する補助金を規制する「国家補助」規定が含まれる。英国政府が、EU競争法の適用外となり国家補助の規律が及ばなくなると、欧州域内での競争条件についてEU加盟国から在英企業に対する不満が高まる可能性がある。

知的財産権の分野では、英国が離脱した場合、EUレベルでの商標や意匠登録の権利が及ぶ範囲から英国が外れることになる。さらにEUでは欧州統一特許制度の運用準備が進められてきたが、英国が同制度からも離脱する場合は制度の再設計が必要となる。

このように今後開始される英国とEUとの離脱交渉は企業活動に直接的な影響を及ぼす多くの論点が含まれる。さらに、EU、英国それぞれの対外貿易関係にも少なからず影響が生じるとみられる。

まずEUのFTAについては、TTIP交渉では、米国、EUともに公式には英国の離脱がTTIPの意義を減少させるものではなく、これまで積み重ねた交渉成果を基に合意を目指すとしている。しかし、英国のEU離脱が及ぼす影響は対外貿易にとどまらず外交や移民問題など多岐にわたるため、TTIP交渉の相対的な優先順位が低下すると指摘される。現EU経済圏の名目GDPの約18%を占める英国が離脱することで、TTIPはじめFTA交渉上のバランスに変化が生じる可能性もある。EUカナダFTAやEUベトナムFTAなど合意済みのEUのFTAは、EU28カ国を前提に合意されたものであり、カナダやベトナムの国内議会が英国離脱という環境の変化に直面して、FTA批准に踏み切れるかという論点も残る。

英国自身は、EUの既存FTAの対象から外れるダメージをいち早くなくすべく、第三国とのFTA関係の構築を早急に進めたい。しかし、FTA交渉に割ける人員の数の制約があることや、各国がまずEUと英国間の貿易関係（EEAへの加入など）が合意しなければ、英国との交渉は難しいという声も聞かれる。

英国のWTOにおける地位にも変化が生じる。英国のWTO上の関税（譲許税率）やサービス自由化の約束はEUとして共通の約束であり、アゼバドWTO事務局長は英国とWTO加盟国間の再交渉が必要になると指摘した。新しい約束にはWTO全加盟国の同意が必要となる。

■ 2015年末にASEANに設立された経済共同体（AEC）

ASEANは2015年11月に開催されたASEAN首脳会合において、「ASEAN共同体設立に関するクアラルンプール宣言」を採択し、2015年末のASEAN経済共同体（AEC）を含む三つの共同体設立を正式に宣言した。経済共同体設立のため、ASEANは優先取組分野等を絞り込むかたちで506の措置に取り組んできたが、2015年10月末の時点でそれらの92.7%にあたる469の措置について実施が完了したとされている。このうち、物品、サービス、投資、人の移動等の分野が含まれる「単一市場・生産拠点」の柱においては、277措置中92.4%の256措置が実施されてきた。

まず、物品貿易においては、2015年まで通常品目の関税撤廃年限の猶予が与えられていたカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV諸国）で、同年1月に無税化率が品目数ベースで90%前後まで引き上げられた結果、2016年1月時点のASEAN10カ国平均の関税撤廃率は96.0%に達している。さらにCLMV諸国ではそれら残りの品目についても一部除外品目を除き2018年までに関税撤

廃がなされることとなっており、経済統合の焦点は非関税障壁の撤廃や貿易円滑化措置の充実に移っている。その中で一定の進展がみられたのが貿易上の手続きや法令等の情報を一元化した「ASEAN貿易レポジトリ（ATR）」である。ATRウェブサイトによると、2016年6月時点でブルネイとミャンマーを除く8カ国で既に各国版レポジトリを構築しており、貿易手続きの透明性、ビジネス取引上の確実性の向上に寄与しつつある。また、ASEAN各国の通関手続きの一元化を図るASEANシングルウィンドー（ASW）については、2015年9月のASEAN財務大臣会合において「ASW実施のための法的枠組みに関する議定書」が採択され、ASEAN各国でASWを導入するための諸手続きや国内法整備を行うことが義務付けられた。2016年の1年間をかけて包括的な運用試験を行い、技術的、財政的課題を抽出し、2017年以降の正式導入を目指している。

次にサービス貿易については、ASEANサービス枠組み協定（AFAS）に基づき、金融や航空分野など他の枠組みで議論されている分野を除く全128のサービス分野を対象に、10回の交渉パッケージの枠組みで自由化が進められている。2015年11月、遅れていた第9パッケージの署名が行われ、新たに加わった24分野を含む104分野が自由化対象となった。現在は全128分野でASEAN企業の70%までの出資を認めること等を目指す第10パッケージの交渉が進められている。ただし、AFASでは交渉を前進させるため、自由化対象を一部除外もしくは一部にとどめるという柔軟性を各国に認めており、実質的な自由化水準は限定的である。AFASの第10パッケージ合意後、AFASは詳細規定を充実させた「ASEANサービス貿易協定（ATISA）」に移行する見込みであるが、自由化の一層の進展と情報アクセスの向上が求められよう。

このような状況の中、ASEANは上述のサミットにおいて、今後のASEANの経済統合の枠組みとして「AECブループリント2025」（以下「新ブループリント」とする）を採択した。新ブループリントは、基本的にこれまでの経済統合の諸施策を継続しつつ、その実効性を担保するために、特に制度執行能力の強化と産業界の役割強化が打ち出されているのが特徴である（図表II-10）。

まず、これまで達成することができなかった措置については、2016年末までに完了することが喫緊の課題として定められた。また、CLMV諸国については関税撤廃等一部措置の完了が2018年まで猶予されているが、それらについても新ブループリントに包摂されることで、継続性が担保される形となった。

次に、既存枠組みの深化という観点からみていく。物品貿易（新ブループリントの項目番号A1、以下同様）に関しては、原産地規則を簡素化し、特に中小零細企業

の利用を促すために分かりやすく貿易促進的なものにするべく、優先産業分野の品目別規則の見直し交渉を行う可能性が明記された。品目別規則については2010年に自動車産業分野で、また、2014年に鉄鋼分野で交渉材料となる基本調査が行われており、他の産業分野においても産業界が十分関与するかたちで交渉が進むことが期待される。さらに、非関税措置についても、バリューチェーンなど従来考慮されることが少なかった観点から非関税措置の是正を図る旨が明記されるなど、新たな方策を検討することが示された。また、投資環境（A3）に関しては、ASEAN包括投資協定（ACIA）で合意された投資制限措置の撤廃・改善を効果的に実施することを徹底し、さらに、ACIAの留保表に掲載されている投資制限措置の漸減、削減を進める適切な枠組みを特定するとするなど、従来よりも踏み込んだ表現が用いられている。

一方、新規に加えられた要素のうち、制度執行能力の強化については、「B. 競争的、革新的でダイナミックなASEAN」の柱の中でよいガバナンス（B6）、良き規制慣行（GRP、B7）などが明示的に示された。具体的な項目の中では、基準認証分野でルールの準備、導入、実施の際、また、非関税措置に関連する国内規制を実施する際にGRPを考慮しつつ進めるとされた。

産業界の役割の強化については、「D. 強靱・包摂的で人が中心にあるASEAN」の柱の中で、産業界の役割強化（D2）や地域統合努力への利害関係者の貢献（D5）などが示された。具体的には、ASEANビジネス諮問委員会の機能強化や、産業界の分野別提言能力強化などが明記され、他の分野においてもさまざまな協力が打ち出されている。例えば、貿易円滑化措置については、2011年以降機能を停止していた「貿易円滑化合同諮問委員会」が2015年に正式に再開され、非関税障壁等に関し、OECD型の貿易円滑化指標を用いて産業界が直接モニタリングできる体制が整えられた。また、非関税障壁を含む貿易投資上の問題をASEAN企業が直接提起できる場として「投資・サービス・貿易に関するASEAN解決システム」

図表II-10 新旧ASEAN経済共同体（AEC）ブループリントの構成比較

AECブループリント2025	(参考) 旧AECブループリント
A. 高度に統合され、団結した経済	A. 単一市場・生産拠点
A1. 物品貿易	A1. モノの自由な移動
A2. サービス貿易	A2. サービスの自由な移動
A3. 投資環境	A3. 投資の自由な移動
A4. 金融統合、金融包摂および金融の安定	A4. 資本のより自由な移動
A5. 熟練労働者および出張者の移動促進	A5. 熟練労働者の自由な移動
A6. グローバルバリューチェーンへの参画促進	A6. 優先統合分野
	A7. 食品・農業・林業
B. 競争的、革新的でダイナミックなASEAN	B. 競争力のある経済地域
B1. 効果的な競争政策	B1. 競争政策
B2. 消費者保護	B2. 消費者保護
B3. 知的財産権協力の強化	B3. 知的財産権
B4. 生産性主導型成長、技術革新、研究開発および技術の商業化	B4. インフラ開発
B5. 税制協力	B5. 税制
B6. よいガバナンス	B6. 電子商取引
B7. 効果的・効率的・団結して反応の早い規制、良き規制慣行	
B8. 持続可能な経済開発	
B9. 世界的トレンド、新しく出てきた貿易関連の課題	
C. 強化された連結性および分野別協力	
C1. 運輸	
C2. 情報通信技術	
C3. 電子商取引	
C4. エネルギー	
C5. 食品、農業および林業	
C6. 観光	
C7. ヘルスケア	
C8. 鉱物資源	
C9. 科学技術	
D. 強靱・包摂的で人が中心にあるASEAN	C. 公平な経済開発
D1. 零細中小企業の役割強化	C1. 中小企業開発
D2. 産業界の役割強化	C2. ASEAN統合イニシアティブ(IAI)
D3. 官民連携	
D4. 開発格差是正	
D5. 地域統合努力への利害関係者の貢献	
E. グローバルなASEAN	D. 国際経済への統合
	D1. 首尾一貫した外部経済関係
	D2. グローバル供給網への参加強化

〔注〕網掛けの項目はAECブループリント2025において新規に立てられた柱を指す。
 〔資料〕「AECブループリント」および「AECブループリント2025」(ASEAN事務局) から作成

も再活性化された。進出日系企業はこれまでもASEAN日本人商工会議所連合会の活動などを通して積極的にビジネス環境の改善提言を行ってきたが、今後は一層経済統合に対し産業界が関与する場面の拡大が期待される。

他方、新ブループリントには、2008年に発出された「AECブループリント」で明記されていた事業スケジュール表が添付されていない。各事業を管轄する部局が行動計画を出すかたちで補完されていく見込みであるが、ビジネスの予見性向上のためにはそれらを整理して示すことが期待される。

ASEANはこれまで、AECやASEANと日本、中国、インド等の周辺国と締結しているASEAN+1 FTA、そして現在交渉中のRCEPと、ASEANが中心となり、周辺国を巻き込むかたちで経済圏の形成を進めつつある。この「ASEAN中心性」の維持はASEANが常に腐心してきた点であり、新ブループリントにおいてもASEAN+1 FTAの見直しプロセスやRCEP交渉の進展

の中で、ASEAN中心性を確立するため、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)の規定の見直しや精緻化を目指すことが冒頭で触れられている。

その意味で、TPPがもたらす21世紀型の高度なルールは、ASEAN中心性を保ちたいASEANの経済統合プロセスに大きく影響を与えると考えられる。例えば、TPPでは原産地証明書の自己証明制度が採用されているが、ASEANでも2012年以降、二つのパイロット事業を並行して進めるかたちで自己証明制度の導入が図られてきた。その中でベトナムは自己証明が行える対象を生産者に限定し、自己証明が行える書類を商用インボイスに限るなど、より貿易制限的にパイロット事業に参加してきた。その背景には検認(輸入国税関がFTA適用を申告した製品の原産性を確認する作業)の負担が増えることに対するベトナム税関の懸念があったとされる。一定の移行期間が置かれているとはいえ、ベトナムがTPPで、生産者、輸出者、輸入者のいずれもが自己証明を行うことができる、より高度な制度に参加したことで、ASEAN域内における自己証明制度がより貿易促進的なものになる可能性がある。

また、サービス貿易については、ASEANでは、自由化の対象となる分野や条件を約束表に記載するポジティブリスト方式が採用されてきた。特にAFASでは特定のサービス産業分野のごく一部でも自由化すれば、その分野の自由化義務を果たしたことになる仕組みが採用されており、投資を行おうとする企業にとって自由化の程度が分かりにくいことが大きな課題となってきた。他方、TPPのサービス章は自由化の対象外とする措置や分野を留保表に記載するネガティブリスト方式であり、より透明性の高い制度設計がなされている。ASEANの中でTPP加盟国とそれ以外の国があることで、企業の投資行動に差が生じる可能性があり、その影響を緩和するための措置がASEAN域内でも検討される余地は大きいといえよう。

■米国のFTA利用状況

米国の輸入におけるFTA利用率では、2016年に入り、米国・韓国FTAの利用率上昇が確認された(図表Ⅱ-11)。同利用率は2015年の23.5%から2016年1~4月40.3%に上昇した。2010年の両国間の修正合意に基づき協定発効から4年間維持されていた乗用車への関税2.5%が、2016年1月から撤廃されたことによる。

利用率上昇分はほぼ全額が、乗用車(1500cc以下、3000cc以下、3000cc超の合計)の輸入における利用額に一致する。2016年1~4月の米国の韓国からの乗用車輸入は62.8億ドルで前年同期比10.8%増であった。中でも主力の1500cc超3000cc以下クラスは20.9%増と大きく伸び、関税撤廃の効果が明確に現れた。電気機器類(HS85類)における利用額も2016年1~4月、前年同期比26.5%増

図表Ⅱ-11 米国におけるFTAの利用状況(輸入)

(単位: %)

相手国・地域	発効年	輸入総額に対する利用率				
		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年1-4月
イスラエル	1985年8月	13.3	13.0	12.7	11.8	13.8
カナダ (NAFTA)	1994年1月	52.1	51.9	49.1	46.8	47.5
メキシコ (NAFTA)	1994年1月	50.9	51.6	54.7	55.8	55.5
ヨルダン	2001年12月	87.6	89.2	85.7	89.6	87.4
シンガポール	2004年1月	4.8	9.1	8.7	8.4	8.6
チリ	2004年1月	60.3	59.0	51.9	54.5	50.1
オーストラリア	2005年1月	34.9	36.8	42.6	46.1	38.5
モロッコ	2006年1月	17.7	19.1	24.3	25.4	18.7
ドミニカ共和国・中米諸国 (DR-CAFTA)	2006年3月~09年1月 (順次)	40.4	38.8	42.6	53.4	55.2
バーレーン	2006年8月	60.6	65.7	56.0	58.2	60.0
オマーン	2009年1月	40.7	57.0	62.4	66.1	52.1
ペルー	2009年2月	37.6	31.5	48.6	49.9	49.5
韓国	2012年3月	24.3	24.1	23.0	23.5	40.3
コロンビア	2012年5月	25.5	22.8	19.6	16.1	22.8
パナマ	2012年10月	6.0	7.5	8.1	11.8	14.7
合計	-	46.5	46.0	46.2	45.9	47.8

[資料] 米国国際貿易委員会(ITC)から作成

と伸び、電気機器類全体の同時期の輸入額(55.0億ドル、32.7%増)を押し上げた。電動モーターの部品(6.5%)など、発効5年目から無税となった品目もあり、利用の裾野が広がっている。

(4) TPP妥結が他のメガFTAの動向に波及

TPPの妥結は他のメガFTA交渉や、主要国・地域のFTA政策に少なからぬ波及効果をもたらした。米国は交渉のリソースをTTIP交渉に移行し、TTIPはより具体的な交渉段階へと進んでいる。日本・EU交渉も、日本にとってはTPPの関税譲許水準が一つの指標となり、EUとしてもTPPがまとまった結果、日本・米国それぞれとの交渉を推進しやすい環境となった。他方、英国のEU離脱という新たな難問題は今後の不透明感を高めた。

アジアに目を向けると、TPP締約国と非参加国とを包摂するASEANでは、RCEP交渉の場で「ASEAN中心性」を維持しながら、高度化する貿易ルールにいかに対応するかの模索が続く。中国は、韓国、オーストラリアなど先進国とのFTA網構築を加速し、RCEPおよび日中韓FTAを通じた地域の経済統合にも意欲を示す。中国とユーラシア経済連合とのFTA交渉入りも検討されているのも、TPP、TTIPという米国の取り組みを意識した独自の動きと言えよう。

TPPは交渉妥結に5年半を要したが、2013年に相次いで開始した他のメガFTA交渉もそれぞれ重要な局面に入っている。TPPに続くメガFTA交渉の行方に注目が集まる。

第2節 非物品貿易分野を巡る 通商分野の新たな潮流

(1) サービス貿易を巡る新たな動き

■製造業関連サービス自由化に取り組むAPEC

2015年11月のAPECサミットで各国は、「製造業関連サービスの自由化に関する行動計画」に合意した。製造業関連サービスとは、製造業のバリューチェーンに不可欠なサービス分野（研究開発、デザイン、試験・評価、メンテナンス・修理など）を指す。

APECの取り組みの背景にあるのは、サービスが経済活動に与えるインパクトの大きさである。例えば日本の場合、製造業による商品輸出のうち3割超は、サービス業が生んだ付加価値で構成される（本報告2015年版p.56参照）。また、台湾、香港、タイといった国・地域の製造業の需要のうち、日本に由来する付加価値の比率は10%程度にも上り、その半分はサービス業が担う。ある国のサービスが、自国のみならず他国の内需や輸出にも間接的に関わっているということである。

APECが2014～15年にかけて、域内12カ国・地域の機械機器製造企業やプラントなど22社に対して行ったケーススタディーによると、製造段階に応じて図表Ⅱ-12のようなサービスが投入されていることが分かった。業種によっては、最大70種類以上のサービスがかかわる例もある。サービスの多くは、バックオフィス（31%）、製造段階（23%）、製造の前段階（22%）で付加価値を付与している。

サービス業に対する規制は、OECDの直接投資規制指数によれば、製造業よりも厳格な傾向にある（図表Ⅱ-

図表Ⅱ-12 製造業の段階ごとに投入されるサービス

①拠点設置段階 (4%)	②製造の前段階 (22%)	③製造段階 (23%)
・コンサルティング ・土地整備 ・建設 など	・研究開発 ・デザイン ・原材料の調達、輸送 ・技術、安全検査 ・原材料の調達など	・生産管理 ・エンジニアリング ・中間財の保管 など
④製造の後段階 (15%)	⑤販売の後段階 (5%)	バックオフィス (31%)
・包装 ・輸送 ・設備設置 ・広告、マーケティング ・流通(卸売、小売) ・品質管理 など	・保証、修理、メンテナンス ・製品の保管 ・製品の貨物保険 など	・会計 ・法律 ・人事 ・保険 など

[注] () 内のパーセンテージは、製造工程で投入されるサービス全体を100%とした場合の内訳を示している。

[資料] “Services in Global Value Chains: Manufacturing-Related Services” (APEC Policy Support Unit) および経済産業省資料から作成

13)。出資比率規制がその大半を占め、中国では他にも許認可に関する規制、インドネシアなどでは就業規制なども一定のシェアを占める。出資比率規制は、前年の本報告でも見たとおり、特にアジアで厳しい。2015年以降、流通業の一部開放が進む動きもあった^(注1)が、依然として中南米や東欧など他の新興国・地域と比べて、アジアでのサービス業参入の障壁は厚い。

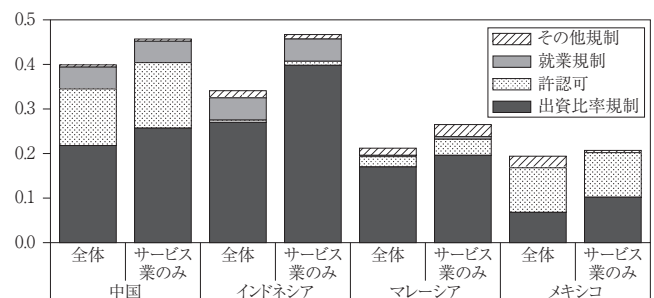
こうした問題意識の下、APECは製造業の競争力強化につながるサービスの重要性をあらためて認識し、その優先的な自由化に意欲を示している。APECは今後、サミットで合意した行動計画に基づき、製造業関連サービスの自由化・円滑化および能力構築支援を含めた域内協力を進める。2018年に中間レビュー、2020年に最終レビューを行う予定である。

■サービス貿易と人の移動

出資比率制限もビジネス上の課題であるが、サービス貿易の一要素である自然人の移動にも規制が存在する。サービスが果たす役割の大きさに鑑みれば、「人」が必ず関与するサービスにおいては、その「人」の移動を制限する措置が講じられ得ることに対して、ビジネスを行う上で留意する必要がある。

外国人の就労許可・査証については、受入国の雇用問題などを踏まえれば、規制の存在自体は当然である。しかし、過度に厳格、あるいは煩雑な措置は、企業活動に影響する可能性もある。例えば、シンガポールでは一部の就労許可の段階的な厳格化により、特にサービス業で人材確保が困難となっている(図表Ⅱ-14)。これに対応すべく、建設現場省力化のためのプレハブ工法採用(ホ

図表Ⅱ-13 主要国の直接投資規制指数(2015年)



[注] ①指数が1に近づくほど規制が厳しい。
②OECDデータベースの「第三次産業」を、本グラフの「サービス業」として使用。
③「就労規制」は、要職に外国人を採用することへの規制を主に指す。「その他規制」には、支店開設や資本の本国送還に関する規制、外資企業による土地所有に関する規制などが含まれる。

[資料] “FDI Regulatory Restrictiveness Index” (OECD) から作成

(注1) 最近では例えば、ベトナムが2015年に改正投資法に基づき外資投資禁止分野を削減したり、インドネシアが2016年のネガティブリスト改定により倉庫業等の外資出資上限を引き上げたりした。

図表Ⅱ-14 主要新興国の就労査証制度とビジネスへの影響

	就労査証制度の概要	ビジネスへの影響
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な就労許可証として、「EP（管理・専門職外国人向けの雇用許可書）」、「Sパス（中技能外国人向け）」、「WP（建設労働者や工場労働者など低技能向け労働許可証）」。 ○EPとSパスでは、最低基本月給を近年段階的に引き上げ、学歴条件も厳格化。2015年9月からは、帯同家族のビザ発給基準となる最低基本月給も引き上げ。 ○EPは2014年8月以降、一部例外を除き、政府が管理する求人バンクに国内向けに求人広告を掲載することを義務化。また2015年10月以降は、幹部専門職への地元人材登用が少ない企業に対し、EPの審査を厳格化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○SパスとWPでは、シンガポール人・永住権保持者の雇用人数に応じて外国人雇用枠を規定。雇用主に対して、外国人雇用税を課税。外国人雇用税は2010年から段階的に上がり、2016年7月にも幅広い業種で追加引き上げ。 ○2013年7月からサービス分野の外国人雇用限度率を、WP保持者では全従業員の45%から40%に、Sパスでは20%から15%に引き下げ。サービス分野の人材の確保が厳しさを増した。 ○外国人就労許可証の新規申請時だけでなく、更新時の審査も厳格化。Sパスの更新が却下されたり、EPがSパスに降格されたりする事例も増加。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ○就労許可は「IMTA」と呼称。外国人雇用枠は「外国人従業員雇用計画書」に基づき、資本金や事業規模などを勘案して決まる。 ○外国人1人につき月100ドルの外国人労働者雇用補償金を納付する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近年IMTAの発給要件が強化。2012年には特定役職への外国人の就任が禁止され、2013年には就労許可の学歴・職歴要件が厳格化した。 ○短期出張で技術指導やメンテナンスなどを行う場合でも「就労」とみなされる。必要滞在日数が数日であっても、最低約2週間滞在せざるを得ない。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ○ノン・イミグラントビザ（Bビザ）とワーク・パーミットの取得が必要。 ○原則として外国人1人に対して4名以上のタイ人従業員の雇用、外国人1人に対し200万バーツの払込資本金等の条件が課される。ただし、従業員数の条件は、2015年7月の労働省・雇用局からの回答で不要であることが明確に。 ○外国人職業規制法により、外国人が就業できない職種が39業種ある。 ○15日を上限に短期間就労が認められるが、「緊急業務届出書」の提出が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本でのBビザの申請で、申請書類としてタイ側から英文招聘状（原本）を求められる。新たにタイに法人を設立し駐在員を派遣するケースでは、招聘状を発出するタイ側法人を確保することが難しい。 ○Bビザの申請書類の1つとして、タイでのワーク・パーミットの事前申請の証明書が求められる事例がある。新規設立企業などの場合、ワーク・パーミットを事前申請できる代理人がタイに存在せず、申請書類が準備できない。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用パスとプロフェッショナルパス、外国人労働者（ワーカー）に対するワーク・パーミットなどが主なもの。 ○最低給与額は月5,000リンギ以上。また、地場資本か外資系か（出資比率に応じて基準が異なる）の区分に応じて、25万リンギから100万リンギの最低払込資本金が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に設立した会社に駐在員を派遣し雇用パスを申請する場合、ビザ取得に数カ月要する場合がある。入国管理局が2014年4月に導入したオンライン登録では、当初ワークフローが円滑に進んでいなかったが、最近は改善の兆しも。 ○2016年3月、新規の外国人労働者受け入れ停止を決定。人材確保が以前より困難に。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ○就労許可証の取得が必要。免除対象は、投資家、弁護士、WTO加盟の際ベトナムが開放したサービス分野の企業の社内異動の場合など、計16種。 ○外国人を雇用する企業は、その必要性を説明する書面を提出し、「雇用承認書」の発行を受ける必要がある。 ○就労許可証は「社長・管理者、専門家、技術者」ごとに必要書類が異なる。2016年4月に要件が一部緩和し、技術者の対象が拡充されるなどした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労許可証を申請する際に提出する無犯罪証明書は、過去ベトナムに滞在していた期間分を取得する必要があり、負担が大きい。 ○15日間の滞在はビザなしで入国可能。ただ、ベトナム出国翌日を起点として30日以内に再度ベトナムへ入国する場合は、ビザを取得する必要がある。
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ○日本からの出張者は「訪問者」、駐在員は「一時的居住者」の滞在ステータスを得る必要がある。 ○労働法上、原則外国人1人に対してメキシコ人を9人以上雇用する義務がある。また、特殊業種に関しては外国人の就業禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人1人に対するメキシコ人9人の雇用義務は、これまで現実的に適用されることはまれであったが、2012年の移住法施行規則により、「被雇用者とその国籍リスト」の登録が義務化。これを根拠に当局が査察することが可能に。 ○2012年の労働法改定で、派遣社員の業務に対する雇用主の責任が厳格化。

【出所】ジェトロ各事務所報告、国・地域別情報（ジェトロ）などから作成

テル)、皿洗い施設の設置（商業ビル）、搬送ロボットの導入（病院）など、人手を減らす試みを進める企業も多い。マレーシアでも、雇用パス取得厳格化を背景に、現地人材の登用を検討したり、政府が推進する高付加価値投資を行うことで、発給枠に柔軟な対応を期待したりする動きもある。またインドネシアでは、設備メンテナンスのために技術者が短期出張する場合でも就労許可を要するため、サービスを迅速に提供できないことが問題視される。しかし現時点では、就労許可を取得する他に解決策はない状況である。

APECのケーススタディーでも、人の移動規制がビジネスを阻害する事例が多く紹介された。特に中国やベトナムの技術者は、ビザにより移動が制限されることで、国外の顧客の元へ駆けつけることができない、あるいは入札参加などに間に合わないケースも報告された。APEC加盟国の労働者が域内を越境移動する際にビザを求められる国数を比較すると、日本は1カ国、シンガポールは2カ国にとどまるのに対し、中国は17カ国、ベトナムは14カ国と、相当数に上る。つまり、これらの国の拠点から技術者を派遣する場合、ビザ手続きへの対応に追われ、タイムリーなサービス提供ができない恐れがある。

■国際ルールを通じた人の移動の自由化

こうした人の移動に対する制限を解消するべく、FTA

などの国際的な枠組みを通じて人の移動を円滑化する例がある。国境を超えた人の移動は、WTOではGATSの第4モードで扱われる。「一時的な滞在」に制限されるため、企業内転勤者や短期滞在者、技術者など契約に基づくサービス提供者が対象である。FTAでも概念は同様であり、単純労働者や永続的の市民権・居住権の取得は対象とならない。

FTAによる人の移動の自由化を進めた最近の例として、例えばTPPの第12章は、ビジネス関係者の一時的な入国に関する要件や入国申請手続きの迅速化を規定した。（本報告第Ⅲ章第1節（1）参照）。マレーシアなどは、「機械設備設置サービス提供者」のカテゴリーを新設し、短期間の滞在を認めた。インドネシアのように、技術者の短期滞在が制限される場合、問題解決につながる規定である。

また、米国はこれまで一部のFTAで、専門職のビザ特別入国枠というカタチで相手国民に就労機会を与えてきた。メキシコに対しては年間5,500人（2004年には人数制限枠を撤廃）、シンガポールに対しては5,400人、チリに対しては1,400人の受け入れをFTAの中で約束した。また、米国・オーストラリアFTAに人の移動は含まれないものの、協定とは別枠で年間1万500人に専門職のビザ特別枠を認める。こうした特別枠により入国を許可された

人数は、年々増加する傾向にある。2015年度の受理件数は、帯同家族も含めてメキシコで2万713人、シンガポールで551人、チリで500人、オーストラリアで8,557人であった。米国の通常の専門職ビザ（H1B）は年間6万5,000人を対象とするが、例年申請が殺到する。2017年度分は、受付開始後1週間で申請件数が23万6,000件以上に到達した。そのため、別種類のビザ枠の設定には大きな意義がある。

ASEANでも、人の移動自由化に向けた取り組みが進む。一つ目が、専門家サービス資格の相互認証協定である。エンジニアリング、会計、開業医など八つの専門分野で、ビザや労働許可証の発行を促進する。もう一つの取り組みが、ASEAN自然人移動協定である。この協定は、ビジネスパーソンの一時的入国と滞在の促進や、関連手続きの円滑化を目的としたものだ。商用目的の訪問者、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者が対象である。AEC2025では、相互認証の改善と新たな資格の追加可能性の検討、さらに自然人移動協定に基づく移動の拡大・深化を提案している。

（2）投資協定を巡る新たな潮流

■ 転換期を迎えた投資協定の発展

外国投資の投資先国での保護を目的に、特に90年代から増加の一途をたどってきた二国間（BIT）および複数国間での投資協定は、その転換期を迎えている。

投資協定は歴史的には、開発途上国政府による外国人財産の不当な収用などから、外国投資の安全と権利を守る目的で、欧州先進国が途上国との間で締結してきた。90年代にはOECDのイニシアチブで多国間投資ルールの策定を目指したもののこの試みは頓挫し、またWTOドーハ・ラウンドでも新しい分野として投資ルールの取り込みが議論されたが十分な賛同が得られなかった。この結果、投資協定は二国間レベルで急速に進み、さらにNAFTAに代表される自由貿易協定でも、投資保護に加え外国投資の自由化を含む投資ルールが盛り込まれるようになった。エネルギー分野に特化し、52カ国とEUが加盟する多国間投資協定であるエネルギー憲章条約も98年に発効した。

UNCTADは2015年版世界投資報告書で「2008年の金融経済危機に端を発し、投資協定は見直し(reorientation)の時期に入った」と整理している。確かにこの頃から、投資家の権利保全は投資協定の一側面に過ぎず、国家が正当な目的で公共政策を実施し、規制を行う権利に焦点が当てられるようになった。

投資ルール見直しの機運を高めている最大の要因は、投資家対国家の紛争解決（ISDS）の利用増加と、同制度

に関する論争が顕在化していることにある。ISDS制度は、当該投資協定に基づく権利の保全に関し、投資企業が投資先国政府に申し立てを行う制度であり、主に国際仲裁手続きが利用されている。近年の動向では、米国・EU間のTTIP交渉において、EU側に米国との間にISDS制度を設けることへの警戒が強まり、EUが同制度の改革を提唱している。

■ 投資家対国家の紛争解決制度見直しの論点

投資協定下のISDS制度に基づく仲裁では、協定により保護されるべき投資家の権利に関してアドホック（当該紛争に限る臨時）の法廷を開設し、協定の指定する仲裁規則に基づいて投資家と投資先国の政府間で審理が行われる。仲裁規則は通常、投資紛争解決国際センター（ICSID）や国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）など複数から選択できる。仲裁は通常3人の仲裁人が判断を行い、投資先国に義務違反が認められる場合、投資家の権利の原状回復や損害賠償といった強制力のある裁定を下す。裁定は一審のみであり、手続きに瑕疵がある場合など例外的な場合を除き、仲裁判断は最終的となる。

UNCTADによれば2015年末時点で通算696件の投資家対国家の仲裁事案が確認されている。利用実績を見ると、協定別ではエネルギー憲章条約（87件）、NAFTA（56件）、米国・アルゼンチン投資協定（20件）、投資家出身国は米国（138件）、オランダ（80件）、英国（59件）、被提訴国ではアルゼンチン（59件）、ベネズエラ（36件）、チェコ（33件）の順に多い。中でもエネルギー憲章条約に基づく仲裁は2013から15年の3年間で51件と急増している。ほとんどは再生可能エネルギー発電に対する固定価格買い取り制度などインセンティブの変更に関する事案であり、今後の裁定が注目されている。この傾向を反映して、産業別では電力・ガスが最多であった（図表II-15）。

ISDS制度に対しては、大きく分けて三つの問題点が指摘される。第1に投資家の権利が大きすぎるとの指摘。第2にその判断の予見可能性の低さ、仲裁判断間の一貫性の欠如、そしてこれらの点に起因する判断の正当性への疑問である。第3は、国内裁判制度との関係を含む、司法判断間の整合性の問題である。

投資家に有利な印象が持たれるISDS制度であるが、これまでに完了した444件の概略では36.5%が国家勝訴、26.4%が投資家勝訴、25.7%が和解などとなっている。投資家勝訴の案件では公正衡平待遇、収用、恣意的または差別的扱いが認められた事例が中心である。一概に投資家有利とは言えないが、投資先国の裁判制度を利用した場合に比べ外国投資家に有利な判断が下される見込みが高いからこそISDS制度が利用され、かつ近年増加してい

図表Ⅱ-15 産業分野別 ISDS紛争件数

業種	件数
一次産業	138
農林水産	26
石油・天然ガス	57
鉱物資源	56
製造業	104
飲食料品・タバコ	33
化学品・石油製品	18
医薬品	8
金属加工	12
機械・電気機器・輸送機器	12
その他製造業	22
サービス産業	485
電力・ガス	139
上下水道、廃棄物処理	45
建設・エンジニアリング	63
卸売・小売	16
運送（陸・水・航空・パイプラインほか）	39
ホテル・飲食店・旅行	11
音響映像、情報	12
電気通信	35
金融・保険	65
不動産、レンタル・リース	40
専門技術、ビジネス	19
娯楽・スポーツ	9
その他サービス	7
不明	8
合計	696

〔注〕複数の業種に及ぶ案件があり、合計と一致しない。
 〔資料〕UNCTADデータベースから作成

るという面は否めない。

第2の点に対する見直しの解としては、上訴手続きの導入、仲裁廷の常設化などが提案されている。

上訴手続きはISDS制度に対する懸念を解消する手段として国際的な支持が多い。上訴手続きは、2009年のリスボン条約発効以降に交渉されたEUの最近のFTA規定の中で既に採用されている。EUシンガポールFTA、EUカナダFTAでは、上訴手続きの枠組みを規定し、詳細は協定発効後に両者の委員会でも検討を進めるとしている。2016年1月署名のEUベトナムFTAではより詳細な上訴手続きを規定している。2015年5月に欧州委員会が投資ルールに関するコンセプトペーパーをまとめた成果が同FTAに反映されている。

米国もISDS制度への上訴手続きの導入には以前から積極的であった。例えば米国の投資協定のひな型であるモデルBIT（2012年）には、将来、他の合意によってISDS仲裁廷の裁定に対する上訴手続きが構築された場合、協定当事国がISDS判断に当該の上訴手続きを採用するかを検討する、との規定がある。同規定は、そのまま、TPP協定（9.22条11）に採用されている。

EU、米国ともに上訴手続きの導入に前向きであり、TTIPにおいても、何らかの上訴規定がISDS制度に取り入れられる可能性が高い。ただ、EUの提案は次に示す常設の仲裁廷設置とセットであり、その点で米国と異な

る。

EUが提案し推進する常設の投資仲裁廷は、協定解釈の一貫性、当事者にとっての予見可能性の観点で改善を図る意図がある。紛争事案ごとのアドホックな仲裁は、確かに仲裁人の構成に依拠するところが大きい。他方、常設の裁判所を維持するには裁判官／仲裁人や事務局にかかる費用の問題が発生する。現在の常設仲裁裁判所（PCA）は、投資仲裁を排除するものではないが、領域画定など一般国際法上の問題、国家間紛争も所管し、投資家対国家間の仲裁に特化することはできない。

リスボン条約以降のEUのFTA投資章では、仲裁人をあらかじめ任期を定めて固定化することで従来の問題点の解消を試みている。EUカナダFTAでは15人の仲裁人を5年の任期（一度延長可）で指名、EUベトナムFTAでは9人、4年（同）と規定している。費用については、当事国が分担し、ICSID事務局またはPCA事務局に有償で管理と支援を委託する。これらの協定では、上訴機関についても同様の方法で管理する。仮にこの方式が普及すると、多数の常設仲裁廷が並立し、司法判断間の整合性という問題は結局解消されないことになりかねない。この点、EUの協定では将来、多国間投資紛争解決機関（上訴機関を含む）が設置された場合、個別の協定に基づく仲裁制度は失効すると規定している。

TPPの投資仲裁条項は、2012年モデルBITや、米国韓国FTAの規定におおむね一致しており、従来型のアドホック仲裁を採用している。仲裁廷の常設化は米EU間でアプローチの異なる論点といえる（図表Ⅱ-16）。

第3の点には①投資仲裁と国内裁判所の判断との関係と、②投資協定が乱立する中、外国投資家が自身に有利な協定を選択できるという問題、の2点に集約される。

投資仲裁廷の設置においては、国内裁判所の判断等、国内で得られる救済手段を尽くした後でなければ国家責任を追及できないという一般国際法上の原則は成立しない。各投資協定の規定においても、国内的救済完了をISDS設置の要件とする協定は少ない。しかし少なくとも国内裁判所と仲裁廷とが並行して進行する状態は避けるべきとの考え方は普及しつつある。TPP協定では、付属書9Jにおいて、複数の加盟国が、国内司法手続きが進行中の場合は、ISDS仲裁を利用できないとの留保を付している。EUの近年のFTAでは協定本文に、ISDS提訴を行う場合は国内司法手続きが進行中の場合、これを撤回しなければならないと規定する。EUはこの規定について国内的救済の優先を奨励し、ISDS提訴の件数を抑制するための措置、と説明している。

投資家が、利用する協定を選択する事態は「フォーラム・ショッピング」と呼ばれる。米フィリップモリスが

図表II-16 協定別ISDSルールの論点

	TPP	日本-スイス	日本-モンゴル	EU-カナダ	EU-ベトナム
協議	まず協議及び交渉を通じて解決するよう努める	可能な限り友好的な協議を通じて解決	可能な限り友好的な協議を通じて解決	協議手続きを規定	協議手続きを規定
調停	交渉の一形態として例示	仲裁と同格の扱い	-	調停手続きを規定	調停手続きを規定
仲裁付託	協議要請から6カ月以内に紛争が解決できなかった場合	協議要請から6カ月以内に紛争が解決できなかった場合	協議要請から120日以内に紛争が解決できなかった場合	協議要請から最低180日以上ほか	・協議要請から6カ月以上 ・付託の意図の通知から3カ月以上
付託期限	企業の損失・損害から3年6カ月以内	企業の損失・損害から5年以内	企業の損失・損害から3年以内	常設	常設
仲裁人数	3人	選択する規則に従う	3人	15人の常設仲裁人から3人	9人の常設仲裁人から3人
仲裁人の任期	最終的な裁定まで	最終的な裁定まで	最終的な裁定まで	1期5年（2期まで）	1期4年（2期まで）
上訴手続き	上訴の制度が将来他の制度的な取決めの下で構築される場合、同制度に服すべきかどうか検討。	-	-	上訴機関を設置する。協定発効後に共同委員会にて詳細を検討。	常設の上訴機関を設置。6人の委員（任期4年、2期まで）で構成。
国内裁判所、他の紛争解決手続きとの関係	・国内手続きの権利を放棄すること（暫定措置を除く） ・国内手続きを開始した場合は仲裁付託できない（留保規定）	・国内裁判手続きを開始していないこと ・国内裁判手続きを開始した場合は、ISDS手続きを撤回する	・国内手続きの権利を放棄すること（暫定措置を除く） ・二国間投資協定の手続きを開始していないこと	・進行中の国内手続きを撤回すること（暫定措置を除く） ・他の国際協定に基づく手続きとの重複可能性がある場合の処置を規定	・進行中の国内手続きを撤回すること（暫定措置を除く）など、他の紛争解決手続きとの関係を詳細に規定

[注] 各協定のISDS制度の特徴をまとめたものであり、詳細は協定文を参照。

[資料] 各協定から作成

オーストラリアのタバコ規制について提訴するために、ISDS制度を活用できるオーストラリアと香港の投資協定を利用した例（2015年12月、仲裁廷が管轄権を否定）が有名であり、同事例はISDS制度に対する市民レベルの抵抗感を強める引き金ともなった。TPPやEUカナダFTAでは同様の事例を想定して、明白に法的利益を欠く申し立てではISDSの利用を禁ずる規定を設けた。

フォーラム・ショッピングの進行は司法全般への信頼を損ねかねないが、その範囲は投資協定にとどまらず、根本的な解決の見えない国際的課題である。

（3）サプライチェーン拡大に伴うCSR規律化の動き

■強まるCSRへの意識

FTAの進展により、通商分野の規律範囲は、関税やサービスといった分野から徐々に広がりを見せてきた。企業が国際ビジネスを進める上では、こうした規律拡大にも細かい目配りが必要である。

伝統的な通商分野から離れた事項として、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まっている。経済産業省によると、CSRとは、法令順守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など、非財務的な分野で、企業が持続的に発展するために行う自主的取り組みと解される。とりわけ日本企業にとっては、80年代には地球環境問題、90年代は貧困問題、2000年代以降は経済のグローバル化に伴う格差拡大や地球温暖化への対応が課題となった。

そして近年は、新興国への展開が進む中、企業のサプライチェーン管理など、非財務的側面の重要性が指摘されるようになってきた。新興国では、労働法規、環境規制、安全基準など、CSRに関連する諸事項に対処するための国内法制度が未整備である、または法規が存在していても執行力が弱い場合がある。そのせいで、企業が無自覚に人権侵害などの不適切な行為をしてしまう危険性がある。

例えば、内戦地域で産出された宝石や鉱物が紛争の資金源となることを防ぐため、紛争と無関係である旨の認証を自らに義務付ける企業は多い。個別には、2014年に英バダンタ・リソーシズが、インドでの資源採掘を通じて環境を破壊し、少数民族の生活圏を侵害したとして、同国最高裁が採掘の却下を決定した事例や、インドネシアの企業グループが行うパーム油生産が熱帯雨林を破壊したとの批判を受け、ユニリーバやクラフトフーズ、ネスレなどが同グループからの原料調達を廃止した事例などがある。

■国際的枠組みと各国法規によるCSR規律

CSRにかかわる文書として古くは、1976年にOECDで採択された「多国籍企業行動指針」が知られる。この指針は、多国籍企業に対して、情報開示、雇用・労使関係、環境など、今日のCSR項目に関する行動原則を定めたものである。2011年に改訂された最新版では、人権やデュー・ディリジェンスに関する内容が強化された。

2000年には、国連唯一の企業間ネットワークであるグローバルコンパクト（UNGC）が始動した。UNGCが定

める、企業が果たすべき10の基本原則には、人権擁護、労働基準の順守、環境保全、腐敗防止などが含まれる。2016年7月現在、222の日本企業・団体（うち中小企業が39社）が署名済みである。

また2010年には、国際標準化機構（ISO）がISO26000（社会的責任に関する手引き）を作成し、2012年には日本の国内規格としても取り込まれた。こうした国際文書に対する支持を、自社のCSR活動の一環として掲げている企業は多い。

さらに2015年のG7首脳宣言では、「責任あるサプライチェーン」に言及があった。G7諸国が、サプライチェーンの中で果たす、労働者の権利保護や環境保全に関する役割の大きさに鑑み、過去の国際文書を適切に運用する努力を行うことで一致した。新興国の台頭と企業活動のグローバル化を受け、CSRに関する枠組みがこうして多数のフォーラムで提起されている。

最近では、企業が独自に導入してきたCSRを、国や自治体レベルで規律化するケースがある。中には、EUの会計現代化指令や米国カリフォルニア州のサプライチェーン透明法、インドの会社法など、CSRを明示的に義務付ける法律もある（図表Ⅱ-17）。米国の2015年貿易円滑化および取り締り法では、強制労働など不適切な労働環境下で製造された製品に対し税関による取り締まりを強化するなど、たとえ現地でオペレーションを行っていないくとも、米国への輸出を通じて影響が及ぶことも想定される。

表中に挙げた法令・規則以外にも、例えば中国の「中国企業社会的責任報告書ガイドライン」やインドの「社会的責任自主ガイドライン2009」など、法的拘束力こそないものの、CSR活動の指針が提示される場合もある。企業は、各国・地域の法規がどのように運用され、いかなる事項が求められるのか、確認しておくことが重要である。

CSRに関する各国際枠組みでは、企業活動を行う前提として労働原則の順守に触れているものが多い。通商分野では、貿易・投資に関連づけて労働を論じることに對して途上国の反発が強くなり、WTOでの交渉対象とならなかつた。そこで、先進国を中心に、FTAの中に労働に関する規律を置く動きが増えてきた。ILO事務局によると、労働関連規定を持つFTAは、1995年には4件しかなかったが、2005年には21件、

2011年には47件にまで増加した。労働関連規定を持つFTAの7割が、ILOの労働基準を引用している。直近では、TPPの投資章や労働章にCSR活動の奨励が盛り込まれたほか、労働章では、強制労働により生産された商品を輸入しないよう明確に定めている（図表Ⅱ-18、本報告第Ⅲ章第1節（1）参照）。

■日本企業の34.7%がCSR方針を策定

ジェトロは「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」2015年度版で、企業によるCSRの策定状況を聞いた。調査によると、CSR方針を策定済みの企業は全体の34.7%であった。今後の策定を検討する企業（28.4%）も合わせると、その割合は63.1%に上る。特に大企業では73.4%がCSR方針を策定しており、中小企業（24.3%）と比べて割合が高い。

また、海外事業に対する取り組み形態（輸出を行っている企業、海外進出済み企業、海外ビジネスを全く行っていない国内企業）の別で整理すると、CSR方針を策定する企業が、国内企業では22.6%にとどまる一方、海外進出済み企業では48.1%、輸出実施企業では35.9%に上る。中小企業だけを見ても、傾向は同様である。背景には、世界的なサプライチェーンの広がりがある。国境を超えた販売や調達が増加するに従い、企業が現地社会に与える影響も拡大する。海外ビジネスへのかかわりが深い企業ほど、CSRに関連する問題に目を配る必要があるため、国内企業と比べてCSRに対する意識が強いとの結果が出たとみられる。

図表Ⅱ-17 CSR関連項目を規定する各国・地域の法規

	法令・規則	規定内容
米 国	連邦調達規則	政府の調達に関わる業者に対する、人権関連情報の開示義務。
	金融規制改革法	紛争鉱物報告書の発行義務。
	レーシー法	違法木材の取引禁止。
	2015年貿易円滑化および取締法	通商上の権利行使の強化を柱とする。強制労働等により製造された製品の輸入禁止を強化。
	連邦海外腐敗行為防止法	外国公務員に対する賄賂を禁止。
	[カリフォルニア州] サプライチェーン透明法	奴隷労働や人身売買の防止のためにを行っている対策情報の開示に関する努力義務。
E U	会計現代化指令	環境、人材、従業員等の非財務情報の開示義務。
	木材規制	非合法木材の流入規制。
	[英国] 現代奴隷法	人身売買報告書の発行義務。
中 国	[英国] 贈収賄法	賄賂行為の禁止と罰則。国外案件も対象。
	新環境保護法	環境保護に関する基本法。行政責任の強化、検査権限の明確化、環境審査結果の公表、情報公開などを規定。
	海外贈賄条項	外国公務員や国際団体職員への贈賄の禁止。
イ ン ド	国内贈賄条項	国内職員等への贈賄の禁止。
	会社法	CSR委員会の設置、CSR活動への支出義務、女性取締役の選任義務など。
	環境保護法	汚染物質の排出基準、特定業種・地域における活動条件や規制など。
	クリーン・インドイア税	公衆衛生等の目的で対象サービスに対し0.5%課税。

〔資料〕「我が国企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略に関する調査研究報告書」（一般財団法人 企業活力研究所）および各国政府資料から作成

図表II-18 労働関連規定を有するFTAの例

	相手国	規定内容
米 国	NAFTA (カナダ・メキシコ)	・協定の目的として、新規の雇用機会創出、労働条件と生活水準の向上、労働基本権の保護・強化・実施を明記。 ・NAFTAとともに発効した並行労働協定の中で、労働原則の実現、協力委員会の設置、紛争処理手続きの完備を規定。
	ヨルダン シンガポール、豪州、 韓国など	労働条項を協定本文に規定した初めてのFTA。以後のFTAのひな形。 ・両国のILO加盟国としての義務を確認。 ・国際的な労働基本権を国内法で保障する努力義務。 ・労働監督部門の強化。 ・双方の協力メカニズムの設置、キャパシティビルディング。 ・違反の申立があった場合には、両国間協議の機会供与。
E U	チュニジア ヨルダン	労働者の移動、労働環境、差別の撤廃といった社会問題につき、両国・地域間で定期的な対話機会を設ける。
	エジプト	相手国の要求があれば、労働者の労働条件等に関し対話を設ける。
	韓国、ベトナムなど	「貿易と持続可能な開発」章の中で、双方のILO加盟国としての義務を再確認し、国内諮問機関の設置、市民社会対話メカニズムの設置、独立した紛争解決などを規定。
日 本	フィリピン	投資章の中に労働に関する規定を設置。国際的な労働基準の順守義務に違反するような投資促進措置がとられた場合、協議要請が可能。
T P P	-	・ILO加盟国としての義務を確認。 ・国内労働法令の効果的執行。 ・強制労働によって生産された物品を輸入しないよう奨励。 ・企業による社会的責任(CSR)についての自発的活動を推奨。 ・労働法令についての啓発促進と、公衆の関与のための枠組みを構築。 ・大臣など政府上級代表者による労働評議会の設置。

〔資料〕米国通商代表部、欧州委員会、経済産業省、厚生労働省資料から作成。

CSR方針として明示する具体的事項としては、「適切な労働慣行・労働安全衛生の確保」が、CSR方針を策定済み、もしくは策定を検討する企業のうち71.9%と最多で、「環境保全・保護への取り組み」(同68.4%)、「地域社会への配慮・参画」(同62.0%)と続く。特に首位の労働に関する項目の策定比率は、全業種で過半数に達した。他方で、機械機器関連の製造業や建設業で「環境保全・保護への取り組み」、繊維・織物/アパレルで「人権の尊重」、小売りで「消費者の安全・情報保護」という回答がそれぞれ最多と、業種ごとに違いもあった。

海外展開を行う企業にとって、CSRは避けて通れない課題である。最近では、取引先に対してもCSR理念の共有や活動を要請する声もあり、中小企業も無関係ではない。先述のジェットロによる調査でも、「労働・安全衛生・環境に関する方針への準拠を(顧客から)求められたことがある」と回答した企業は42.1%(大企業では54.9%、中小企業では38.7%)に上った。サプライチェーンの広がりや踏まえれば、円滑なビジネス展開のために必要不可欠なものとして、CSRに取り組む必要がある。国際的にビジネスを行うことは、同時に国際的な責任を伴うことも意味するからである。

(4) 非物品貿易分野に潮目の変化

世界各地で関税の削減が一定程度達成されるとともに、規律の対象分野がそれ以外の分野に広がってきた。このうちサービスは、既に現行のWTOの枠組みに規定があるが、複数国間でこれを超えるルール作りが進められる。

例えばAPECは、サービスが製造業に対し与える付加価値の大きさに着目し、製造業関連サービスの自由化に取り組んでいる。また、外資規制のみならず、人の移動に対する制約がビジネス上の課題となり得るところ、各国はFTAの中にビジネス関係者の入国を緩和する規定を設け、規制緩和を図っている。

投資に関しては、二国間投資協定や投資章を含むFTAで、投資家の保護や自由化を包括的に規定したルールが既に多く確立している。一方で、ISDSの利用増加と同制度に関する論争の激化を背景に、ルールを見直す機運が高まってきた。仲裁判断の予見可能性や判断間の一貫性を確保すべく、例えばEUベトナムFTAでは上訴手続きが導入されたほか、EUは常設仲裁廷の設置を提唱している。多国間の投資紛争解決機関設立が現実的でない中、投資協定やFTAを通じた制度改善が進む。

近年関心が高まるCSRは、従来企業が自主的に取り組む事項だと見なされてきた。しかし昨今、国際枠組みや各国の法規、さらには一部のFTAで規律化の動きも出てきた。既に日本企業の3割以上がCSR方針を策定していることから、取引先からその方針に従うよう求められる場面も企業規模にかかわらず十分想定される。

企業活動が国際化する一方でWTOの交渉分野が限定され、またドーハ・ラウンド交渉も難航する状況の下、他の枠組みによる自由化や規律化が進みつつある。国際ビジネスを展開する企業は、非物品貿易分野でも国際・国内法規の厳守を求められることを念頭に置く必要がある。

第3節 多国間貿易ルールの現状と課題

(1) WTOにおける成果と今後の見込み

■2015年末のナイロビ合意

WTOは2015年12月に第10回閣僚会議をケニア・ナイロビで開催し、ドーハ・ラウンドの一部の分野で合意に達した。具体的には輸出補助金の撤廃、後発途上国(LDC)に対する特惠供与の原産地規則、綿花補助金について拘束力のある合意文書を採択した(図表Ⅱ-19)。さらに、IT関連製品の関税を撤廃する「情報技術協定(ITA)」の品目拡大交渉も妥結した。(次項参照)

前回2013年の「バリ合意」に続き、閣僚会議で一定の成果を挙げたことで、WTOが貿易交渉の場としての機能を失っていないことが示されたと言える。特に拡大ITAは日本企業にとってもメリットが大きい。また、農業輸出補助金の撤廃は、前回のバリ合意で拘束力のある合意が得られずブラジル、アルゼンチンなど有力農業国の最優先事項であった。一項目とはいえドーハ・ラウンドの中心議題の一つである農業分野で拘束力のある合意に達した意味は大きい。その他、インドの強い要求により農業特別セーフガード、食糧安全保障目的の公的備蓄について今後、具体的な検討を進めることが約束された。

ナイロビ閣僚会議では、2001年11月の交渉立ち上げから15年目に入ったドーハ・ラウンドの今後の方向性に関心が集まったが、意見は大きく二つに分かれた。途上国を中心とした多数はドーハ・ラウンドを従来どおりの枠組みで継続することの、全164加盟国・地域による再確認を求めた。先進国はこれに対し、ドーハ・ラウンド交渉の継続を再確認せず、「新しいアプローチ」を目指すべきと主張した。意見の隔たりは大きく、閣僚宣言では二つの立場が併記されるにとどまった。

前回「バリ合意」の最大の成果である貿易円滑化協定は、正式文書採択が2014年11月の一般理事会にずれ込んだ影響で各加盟国の批准が遅れ、95年のWTO発足後初となる、全加盟国を対象とする新協定の発効には至って

いない。2016年7月4日現在、批准国・地域数は85で、発効の条件である全加盟国の3分の2の批准が近づいてきた状況だ。貿易手続きの簡素化・迅速化、透明性の向上などを内容とする同協定が発効すれば、貿易にかかる各種コストの約15%に相当する年1兆ドル近いコスト削減につながるとWTOは試算している。産業界も早期の発効に期待を示し、途上国に対して通関システムの整備などに必要な支援を行う体制作りを進めている。

■「プルリ」交渉の概観

ナイロビ閣僚会議を機に妥結に至ったITA拡大交渉はWTO加盟国・地域のうち、53カ国・地域が交渉に参加した。同交渉のように一定数の有志のWTOメンバーが参加する交渉枠組みはプルリ(複数国間)交渉と呼ばれている。進行中のプルリ交渉として、環境関連物品の関税を撤廃する環境物品協定(EGA)交渉と、新サービス貿易協定(TISA)交渉がある。

環境対策に必要な物品や環境への負荷の少ない物品の関税交渉はドーハ・ラウンドでも進められてきたが、大きな進展がみられない中、2014年7月に日本、米国、EU、中国など14カ国・地域でのプルリ交渉を立ち上げ、現在17カ国・地域が交渉を進めている。直近の動向では2016年5月に第13回の交渉会合を開催した。これまで交渉メンバーがリスト化したHS番号6桁分類で約650の品目から、合意の可能性のある品目を絞り込んで関税撤廃のスケジュールの具体的検討を行っている。交渉では、中国の慎重な交渉姿勢が際立っている。

中国がとりわけ警戒しているのは「フリーライダー」問題である。環境物品交渉の成果は、ITAと同様に最恵国待遇原則に基づきすべてのWTO加盟国が享受できる見込みである。例えば拡大ITA交渉にはインドは参加していないが、インドから中国への対象品目の輸出にも関税の減免が適用される。中国はその結果の競争力低下を懸念している。EGA交渉メンバーは対象品目の世界貿易の8割以上をカバーしているとされる。交渉では中国が、協定発効後、品目別に参加メンバーの貿易に占める世界シェアが8割を切った場合、つまり非参加メンバーのシェアが上昇した場合に、関税率を基の水準に戻す仕組

図表Ⅱ-19 ナイロビ合意の概要

分野	論点	合意内容	評価と課題
農業	輸出補助金	・農業輸出補助金の撤廃を約束。 ・輸出信用などの輸出に基づく公的支援の制限に合意。	・拘束力のある合意を達成。 ・将来の輸出補助金増加を防止。
	農業セーフガード	・途上国の特別セーフガードの権利を認める。 ・同セーフガードの制度構築を進める。	・途上国農業グループ(G33)の要望をくみ取る。 ・発動要件について交渉の難航が予想される。
	食糧備蓄	・食糧安全保障目的の公的備蓄は当面、紛争解決の対象としないという、以前の合意内容を確認。 ・次回閣僚会議までに恒久的な解決に向けた努力に注力する。	・ナイロビ閣僚会議で恒久的解決を目指すものの、達成できず。 ・農業分野における優先的議題であることを確認。
開発	綿花	・先進国に、LDCの綿花輸出への無税無枠の供与を義務化。 ・農業輸出補助金の撤廃約束を綿花輸出にも適用。	・開発アジェンダの象徴的議題の一つにおいて、一定の合意を達成。 ・国内補助金の削減には踏み込めず。
	後発途上国(LDC)に対する優遇	・LDCへの特惠付与の原産地規則に一定のルールを制定。 ・LDCへのサービス市場アクセスの優遇の延長等。	・開発分野での一定の合意。 ・LDC特惠の原産地規則の調和を図るが、ガイドライン的性格。

[資料] WTO文書から作成

みを導入すべきとの提案を行った（後に取り下げ）。

新サービス貿易協定は、ITAや環境物品交渉と異なり、自由化の成果を交渉メンバーに限る方式を採用している。現段階ではWTOが関与していない地域貿易協定、すなわちサービス分野のFTA交渉に当たる。2013年6月に交渉開始した同交渉は、23カ国・地域が参加する。米通商代表部によれば、参加メンバーは世界のサービス市場の70%程度をカバーする。交渉は2016年5月に第17回の交渉会合が開かれ、各国の自由化提案や、紛争解決を含む協定ルールの検討を進めている。中国、インド、ブラジル、ロシアなどの主要な新興・途上国は参加しておらず、サービス自由化交渉はドーハ・ラウンドの一環として全加盟国で行われるべきとの立場である。

各国が正当な公共政策を実施する権利を有する、という近年の投資ルール見直しの議論でみられる立場は、新サービス貿易交渉にも影響を及ぼしている。例えばウルグアイは同権利が制限されるとの理由で交渉から離脱した。EUでは欧州議会が2016年2月、新サービス貿易協定が教育、健康、社会関連サービスや、音響・映像サービスなど公共性の高い分野のサービスを含めないことや、域内の労働環境などが損なわれる場合、自由化約束の撤回や協定からの離脱を可能とする、といった条件を付して欧州委員会に交渉権限を認める決議を採択した。

■中国をめぐる論点

中国はITA拡大交渉や環境物品交渉の成否を左右する立場となったが、その他WTOの場における中国に関する論点として「非市場経済国」扱いの問題と、政府調達加盟交渉の状況を紹介する。

中国が2001年12月にWTOに加盟して間もなく15年を迎え、中国のWTO加盟議定書における「非市場経済国」条項の期限切れが議論の対象となっている。加盟議定書第15条では、中国からの輸入に対して加盟国がアンチダンピング調査を行う場合に、中国では市場経済の条件が整っていないという前提で、通常とは異なる調査方法をとることを認めている。通常は対象製品の輸出元での国内販売価格と、輸入国向けの輸出価格の差額からアンチダンピング税を算出するが、非市場経済国では市場経済の条件が成立していない場合、国内販売価格との厳密な比較によらない算出方法を用いることができる（同条(a)(ii)項）。この規定は加入後15年で失効すると議定書に規定されている。しかし米国、EUでは、中国を市場経済国と認定することに慎重な意見があり、政治、産業界を巻き込んだ論争となっている。

加盟議定書における論点はアンチダンピング調査の方法に限られたものであるが、議論は現在の中国経済が市場経済と言えるかといった大きな問題に拡大している。アンチダンピング調査に限れば、同条項が失効しても、

個別の事案ごとに、市場が特殊な状況にあることが立証できれば、同様の算出方法をとることは可能であり、輸入国産業への直接的な影響が生じるとは考えにくい。

政府調達協定はWTO加盟国のうち46カ国・地域が参加する複数国間協定で、加盟国間で、それぞれが約束した範囲で公共機関の調達を開放するものである。中国は、WTO加盟時の約束に基づき、政府調達協定への加入交渉を加盟国と進めてきたが、交渉は長期化している。

政府調達協定では、中央政府機関による調達だけでなく、地方政府や、政府関係機関による調達行為も対象に含む。中国の加入交渉では、米国らが対象範囲の拡大を強く要求してきた。中国は2010年以降5年続けて、対象範囲の提案を改訂してきたが、2015年の交渉では改訂案は示されなかった。対象とする国有企業の範囲をめぐる米中間に隔たりがある。中国政府代表は2016年2月のWTO政府調達委員会でも新たな要求を拒否し、加盟国に「現実的な姿勢」で交渉に臨むことを求めた。政府調達協定加入は中国がWTO加盟時に受け入れた数多い約束のうち今も残るものであり、交渉期限自体は約束上設定されていないことから、中国としては妥結に向けた積極的な動機が小さいことが予想される。しかし中国が同協定に加入すれば、2,000億ドル規模の大きな調達市場が創出されるため各国産業界の期待は大きい。

■ナイロビ後の主要WTO加盟国のスタンス

ドーハ・ラウンドの今後が不透明なままナイロビ会合から半年が経過し、アゼベドWTO事務局長は加盟国に行動に移るよう促すが、メンバーの思惑は多様である。

米国はナイロビ宣言により「WTO加盟国が以前からの争点には新しいアプローチをとり、新たな課題には、ドーハ・ラウンドの枠組みに縛られることなく取り組む機会を得た」と2016年の大統領貿易アジェンダで述べた。プल्ली交渉による、テーマごとの成果を重視する。

EUも個別のテーマごとに成果をあげるという方向性では米国と共通するが、貿易ルールの断片化を避けるべきという主張において異なる。新サービス貿易交渉で主張してきたように、EUはプल्लीの成果は原則として全加盟国に適用されるべきという立場をとる。

新興国でもスタンスはさまざまだ。中国は拡大ITA、環境物品交渉などプल्ली交渉に参加して自国の権益を主張してきた。インドはプल्ली交渉には加わらず、ドーハ・ラウンドの枠組みの中での権利獲得にこだわる。

全般的に途上国は電子商取引や投資ルールといったドーハ・ラウンドに含まれない課題には慎重な姿勢をとる。しかし、例えばブラジルはプल्ली交渉の成果がすべてのWTO加盟国に展開されるのであれば支持すると表明している。ロシアも新しい課題に拒否感は示していない。

(2) 拡大ITAがもたらす貿易増大効果

■ ITA交渉の経緯と合意内容

貿易自由化交渉の停滞が指摘されるWTOだが、2015年末に関税撤廃を大きく推し進める合意を達成した。情報技術協定(ITA)の対象品目拡大である。関税引き下げを実施する国は、当面53のWTO加盟国・地域に限られるものの、新規の関税撤廃は19年ぶりであり、大きな意義を持つ。

ITAとは、IT製品の貿易拡大を目的に、1997年に発効した複数国間協定である。参加国は、パソコンや半導体など、協定に定められた約150品目の関税を撤廃する必要がある。関税撤廃の恩恵は、FTAとは異なり、未参加国・地域も含めた全WTO加盟国に等しく与えられる。

ただこの現行ITAでは、対象品目見直しの必要性が度々提起されていた。その理由の一つが、世界のIT貿易構成の変化である。現行ITAの発効当初、世界のIT貿易の3割以上をコンピューター関連機器が占め、ITAもこれら製品の関税撤廃を主眼に対象品目を決めていた。しかし直近ではその割合は2割まで低下し、半導体・集積回路、通信機器、映像機器など他の品目へと、比重が分散していった。こうした品目構成の変化により、現行ITAでは、IT製品の3分の2程度しかカバーできていないとも指摘される。

二つ目の理由は、技術革新の進捗である。新たな機能を持つIT製品が次々誕生する中、現行ITAは徐々に時代遅れとなっていた。例えば現行ITAでは、コピー機とファクスが個別にリストアップされているが、いまやこの二つ以上の機能を併せ持つ複合機も多く流通する。しかし協定に複合機が明記されていないことから、EUが複合機に対して関税を課し、WTO紛争に発展したこともあった。最終的に紛争解決機関は、ITAが複合機もカバーすると解釈できることから、EUを提訴した日本などの主張を全面的に認め、関税を撤廃するようEUに勧告した。

ITAの対象品目拡大に対する企業の要望が強まる中、2012年5月に日米主導で本格的な品目拡大交渉が始まった。各国が最も苦慮したのが、どの品目を現行のリストに追加するかである。350品目以上から成るたたき台から、多くの品目を除外するよう中国など一部途上国が強く主張したり、リストに盛り込むべき品目について各国の利害が対立したりして、1年近く交渉が停止する場面もあった。しかし2015年7月、対象品目を201点とすることで交渉参加国は合意に至った。この結果、現行ITAと合わせて358品目の関税を無くすことが正式に決定した。

もう一つの課題が、関税撤廃スケジュールであった。先進国が早期の関税撤廃を主張した一方、中国が品目によっては最大7年超の猶予を求めたためである。2015年内の合意が危ぶまれる中、各国はぎりぎりの交渉を続け、

WTO閣僚会議中の12月中旬、センシティブ品目には最長7年の猶予を認めることで一致した。合意を受けアゼベドWTO事務局長は、「実質的かつ経済的に意義のある結果を出せた」と評価した。実際拡大ITAには、先進国が中心の他のプल्ली協定と異なり途上国も多く参加している点で、合意のインパクトは広範に及ぶとみられる。

■ 最新IT機器の関税が自動的に無税に

拡大ITAの対象となる201品目は現行ITAと同様に、HSコード6桁(中には、説明書きにより用途を特定している品目もある)を列挙した191品目のリストAと、品目の仕様を解説した10品目のリストBとで構成される(図表Ⅱ-20)。日本企業が得意とするデジタル映像機器や新型半導体、半導体製造装置なども含まれる。

拡大ITA成立の意義は二つある。一つは、長年の課題であった、技術の発展と協定内容の不整合を解消できたことである。現行ITAでは対応できていなかった新型の製品もカバーされ、デジタル複合機のように定義に争いがあった品目も、判例を反映し盛り込まれた。

二つ目の意義は、拡大ITAがWTO内の枠組みであることで、製品が自動的に関税撤廃の恩恵を享受できる点である。日本を含め主要国は、貿易自由化の軸足をWTOからFTAへ移行させてきた。ただFTAでは、関税減免を受けるには、FTA域内産品であることを輸入国税関に対して証明する必要がある。これに対しWTOによる関税自由化では、輸入国がITA参加国さえあれば、輸出元がどこであろうと、追加的手続きを経ることなく、通関時に自動的に関税がゼロとなる。つまり、輸出者が協定を使用するか否かの選択とは無関係に、関税撤廃メリットが最大限に発揮される仕組みである。

現行ITAと拡大ITAとを合わせた世界の貿易額(輸出ベース)は、3兆347億ドルである。拡大ITAだけでも1兆8,109億ドルと、世界貿易の11.0%を占める。これは、輸送機器の貿易額(シェア11.0%)に匹敵する規模である。このうち拡大ITA参加国・地域による輸出額は、全体の93.9%に相当する(図表Ⅱ-21)。EUの輸出が最多

図表Ⅱ-20 情報技術協定(ITA)の主な対象品目

	リスト	対象品目の例
現行ITA	リストA (144品目)	・コンピューターおよび周辺機器：コンピューター、プリンター、モニター、スキャナー ・通信機器：携帯電話、ファクス ・半導体：メモリーチップ、ウエハー、CPU
	リストB (13品目)	増幅器、フラットパネルディスプレイ、モニター、光学ディスク記憶装置、セットトップボックスなど
拡大ITA	リストA (191品目)	・デジタル映像機器：デジタルビデオカメラ、DVDプレーヤー、BDプレーヤー ・通信機器：カーナビ、ETC、GPS受信機器 ・部品・原材料：半導体用フォトレジスト、液晶パネル用の偏光材料製シート ・医療機器：MRI、CT ・その他：半導体製造装置、デジタル複合機
	リストB (10品目)	新型半導体(マルチコンポーネントICなど)、LEDバックライト、タッチパネル、インクカートリッジ、電子教材など

[資料] ITA協定およびWTO文書(WT/L/956)から作成

であるが、一国としては中国が最大の輸出国（シェア18.6%）であり、特に通信機器関連製品の輸出が多い。

ITAがもたらすインパクトの大きさを見るには、関税撤廃の当事者である輸入国側の視点も重要である。世界のITA輸入額は、現行ITAでは2兆7,576億ドル、拡大ITAでは1兆9,686億ドルである。中国、米国、ドイツ、日本など上位の輸入国はいずれも拡大ITAの参加国であるため、関税撤廃の効果は大きい。一方、拡大ITA参加国・地域の輸入が世界全体に占めるシェアは85.0%と、輸出の93.4%と比べると10ポイント近く低い。さらにこのシェアは、2007年のピーク時（88.8%）から2015年にかけて3.8ポイント下落した。メキシコ、ブラジル、インドなど、輸入額の大きい国が今回の合意には入っていないことが背景にある。こうした国が不在の状態が続くと、拡大ITAの効果も薄れていく恐れがある。

■2023年中に関税撤廃が完了

2015年の日本の拡大ITA製品輸出額は1,099億ドル、輸入額は710億ドルである。拡大ITA参加国・地域に対する輸出額は1,014億ドルと、全体の92.2%を占める。最大の輸出相手国・地域は中国（シェア24.6%）で、米国（16.0%）、台湾（10.9%）、韓国（8.7%）と続く。主な輸出品目は、記憶素子、ハイブリッド集積回路、半導体・集積回路製造装置、印刷機の部品などである。

主要輸出相手の日本に対する関税賦課状況を見ると、拡大ITA参加国の対象品目に対する単純平均実行関税率は1.6%と比較的低い。特に、日本の主要輸出相手国・地域である米国や台湾では、対象品目の平均関税が既に相当に低いが、中には中国（6.1%）や韓国（6.0%）のよう

に、平均を上回る高い関税を課す国もある（図表II-22）。また中韓両国が5%以上の関税を課す品目数は、それぞれ96品目と123品目に上る。中国ではデジタルカメラ・ビデオカメラ（35.0%）やCDプレーヤー（30.0%）、韓国では記憶素子や半導体・集積回路製造装置など（いずれも8.0%）が高関税品目である。

韓国は拡大ITAで、全品目のうち14.2%を初回の2016年7月に即時撤廃し、2019年までにその割合を84.7%まで高める。中国は初年度から関税削減を始めるものの、完全無税化する品目が出てくるのは2019年以降である。ただ、拡大ITA参加国・地域全体では、65.3%の品目の関税が即時撤廃され、2023年中にすべてが無税化する。経済産業省の推計によると、拡大ITAの完成により、日本は約1,700億円相当額の関税支払いを免れる。

企業にとっての拡大ITAの利点として、日本からの輸出拡大はもちろん、企業内貿易の円滑化も想定される。ITAは、FTAのような追加的手続きを要しない分、企業としては負担なく輸出拡大が期待できる。IT貿易は、電気機器や情報通信に限らず、一般機械や自動車など幅広い産業に関連するため、メリットを受ける企業も多い。

しかし、IT技術の発展スピードは速い。今後も協定が時代に合わなくなる可能性はある。拡大ITAの品目再検証は2018年にも予定されているが、こうして定期的に対象品目を見直しながら、参加国・地域を増やしていくことが、真のIT貿易活性化につながる。日本に対する世界全体の対象品目の平均関税率は4.6%と、拡大ITA参加国・地域平均の2倍以上ある。ITAの実効性を高めるためにも、早期の参加国拡大が望まれる。

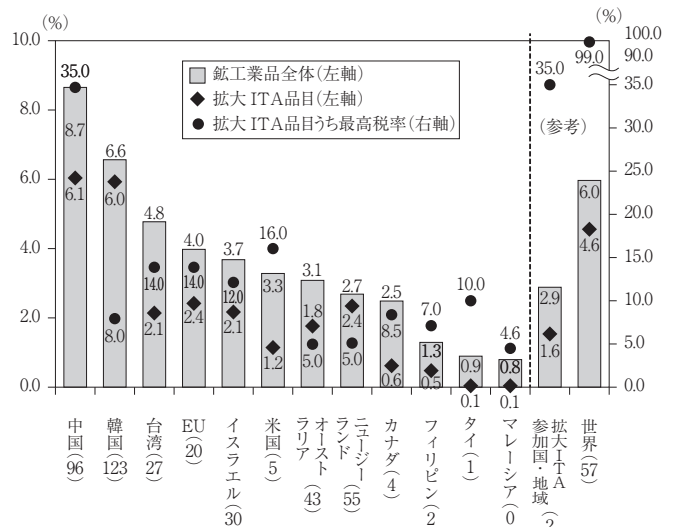
図表II-21 世界のITA貿易額（2015年）

（単位：100万ドル、%）

輸出			輸入			
	金額	構成比		金額	構成比	
現行ITA	中国	707,184	27.4	EU	585,841	21.2
	EU	483,460	18.7	中国	528,265	19.2
	米国	210,606	8.2	米国	374,945	13.6
	日本	116,413	4.5	日本	101,957	3.7
	世界	2,581,088	100.0	世界	2,757,636	100.0
拡大ITA	EU	409,119	22.6	中国	412,626	21.0
	中国	336,265	18.6	EU	395,835	20.1
	米国	184,800	10.2	米国	231,217	11.7
	日本	109,893	6.1	日本	71,035	3.6
	世界	1,810,877	100.0	世界	1,968,564	100.0
拡大ITA参加国・地域			拡大ITA参加国・地域			
1,699,969			93.9			
ITA計	中国	769,380	25.4	EU	726,173	22.6
	EU	662,709	21.8	中国	576,292	17.9
	米国	280,899	9.3	米国	449,380	14.0
	日本	146,134	4.8	日本	120,993	3.8
	世界	3,034,718	100.0	世界	3,219,732	100.0
拡大ITA参加国・地域			拡大ITA参加国・地域			
2,833,126			93.4			

〔注〕①現行ITAと拡大ITAでは、HS6桁ベースで重複している品目がある。表中の「現行ITA」と「拡大ITA」には、この重複分もそれぞれ含まれているため、両者の足し上げは「ITA計」とは一致しない。②現行、拡大ITAともに、HS6桁の中でさらに用語を付して仕様を限定している品目があるが、貿易統計の性質上こうした仕様は反映されていない。③統計上の制約により、モンテネグロとモーリシャスの貿易額は含まれない。
〔資料〕各国・地域貿易統計から作成

図表II-22 各国・地域の日本製品に対する関税率



〔注〕①税率は単純平均実行関税率。日本とのFTAがある国（統計上の制約によりオーストラリアを除く）は、当該FTA税率を反映した税率。②税率は2013～2015年時点。③拡大ITA参加国・地域のうち、日本からの輸出額上位15カ国を抽出。うち香港、シンガポール、スイスは全品目で無税のため略。④（ ）内の数字は、対象品目のうち税率が5%以上ある品目の数。
〔資料〕WTOデータから作成

(3) 多国間貿易交渉の今後

■「新しいアプローチ」に求められるもの

拡大ITAが示すようにプリア交渉は現状、先進国が主張するWTO交渉における「新しいアプローチ」提案の中核にある。プリア方式自体は、新しい概念ではない。ドーハ・ラウンドの枠内でも化学品や産業機械など14の特定分野について、世界貿易の主要部分（「クリティカルマス」）を占める国々の参加を条件に、任意参加で分野別の関税撤廃や削減を進める案が検討されてきた。

関税交渉を中心とした市場アクセスではITA合意のように、プリア交渉の成果を全加盟国に適用することでWTOの無差別原則の枠組みの中で自由化の拡大が達成できる。クリティカルマスを占める国々で無差別原則に基づきプリア交渉を進めることはWTO協定上にも法的根拠があり、交渉方式としての合理性も認められる。

他方、市場アクセスとともに通商分野の両輪を成す貿易ルールに関しては、合意していない国に新たなルールを受け入れさせることはできない。参加国のみに適用されるWTOの枠組み内の複数国間協定としては政府調達協定が挙げられるが、新たに複数国間協定をWTOルールとして追加するには、全加盟国の同意が必要であり、実現は難しい。さらに、特定国間のみに適用するルールを増やすことは、既存のWTO体制との間で権利義務関係を複雑化させるおそれがある。例えば、新サービス貿易協定の枠組みで新たな紛争解決制度を構築した場合、WTO紛争解決制度との重複が問題となる可能性がある。貿易ルール構築においては、貿易円滑化協定のようにすべての加盟国に適用される共通基盤の整備という視点が求められる。

「新しいアプローチ」には電子商取引、競争、投資、輸出制限に対する規律など既存のWTO交渉分野に収まらない貿易課題への取り組みも含まれる。こうした課題にはFTAを中心とした枠組みで先進的なルール作りが進むが、多国間で貿易ルールの底上げを図ることも必要な取り組みである。しかし多様な国・地域で構成されるWTOで新しい分野に取り組むには、一部の関心のみでは進展は見込めない。WTO加盟国の多数を構成する途上国の最大の関心は農業にあり、農業分野で途上国の支持が得られる成果が出せなければ、WTOで他の貿易課題に進むのは難しい。その意味で、ナイロビ合意で農業輸出補助金の撤廃に合意できたことは、農業分野で合意に達したという事実そのものが大きな前進であった。

■ WTOの機能再考

WTOの意義については、①貿易自由化を進め、貿易ルールを形成する「立法」的機能の低下が指摘されつつも、②各国の貿易制限的な措置の導入を「監視（モニタ

リング）」する機能、③貿易紛争の解決手段としての「司法」的機能という役割が評価されている。

特にWTOの紛争解決制度は、通算で500件以上の事案が申し立てられ、各国が紛争解決機関の判断をおおむね履行していることから高く評価されている。しかし課題も抱えている。以前から、紛争処理の長期化などの持続的な課題だけでなく、WTOの各ルールがアップデートされなければいずれ効果的な紛争解決は難しくなるという、将来的な懸念も指摘されてきた。

2016年には、上訴機関である上級委員会のメンバーに関する加盟国間の対立という問題が生じた。上級委員会の各委員は、1期4年の任期で、2期8年務めるのが通例であった。しかし1期目を終える韓国の上級委員に対し米国が、同委員が委員長を務めた複数の判断が上級委員会の役割から逸脱しているなどとして、再任を拒否する姿勢を示した。米国の批判は、WTOによるルール形成が機能しない中で、紛争解決機関の判断がそれを実質的に補ってきた実行に疑問を呈したという側面があり、立法機能と司法機能のバランスというWTOの課題があらためて浮き彫りとなった。

また、近年FTAではほとんどの場合、国家間の紛争解決制度が規定されている。FTAの紛争解決は当然ながら各協定にかかわる紛争に限られるが、今後、貿易紛争解決の場の「フォーラム・ショッピング」という事態が発生する可能性も全く否定はできない。

他方、②の監視機能は2008年の経済金融危機後に保護主義的な貿易関連措置が増加に傾いた際に、WTOがこの傾向を報告書にまとめ可視化し、拡大を抑止したと評価された^(注2)。もっとも、WTOはより日常的に、各種規制の透明化と、貿易紛争の未然防止に貢献していると言える。貿易の技術的障害を扱うTBT委員会、衛生植物検疫措置を扱うSPS委員会に代表される各委員会は規制が複雑化する中で、今後も重要な役割を持つ。特にTBT委員会には年々、通報される各種規格・規制の件数が増え続けている。通報件数は新規の規制通報に限っても2007年に初めて年1,000件を超え、ここ数年1,500件前後で推移している。貿易に対する制限が懸念される措置はTBT委員会で検討され、是正、緩和されるケースもみられる。いわば貿易の日常的な交通整理の役割を担っており、「監視」を超えた貿易上の「行政」的な機能を果たしていると言えるのではないかと。

(注2) WTOは、2016年6月に、2015年10月から2016年5月中旬までの期間、G20諸国・地域において、計145件、月平均21件の新たな貿易制限措置が発動されたと発表した。同件数は、リーマン・ショック後の2009年以降で最も多い水準になっていると警鐘を鳴らしている。特に、鉄鋼製品と化学品へのアンチダンピング措置が増加していると指摘している。